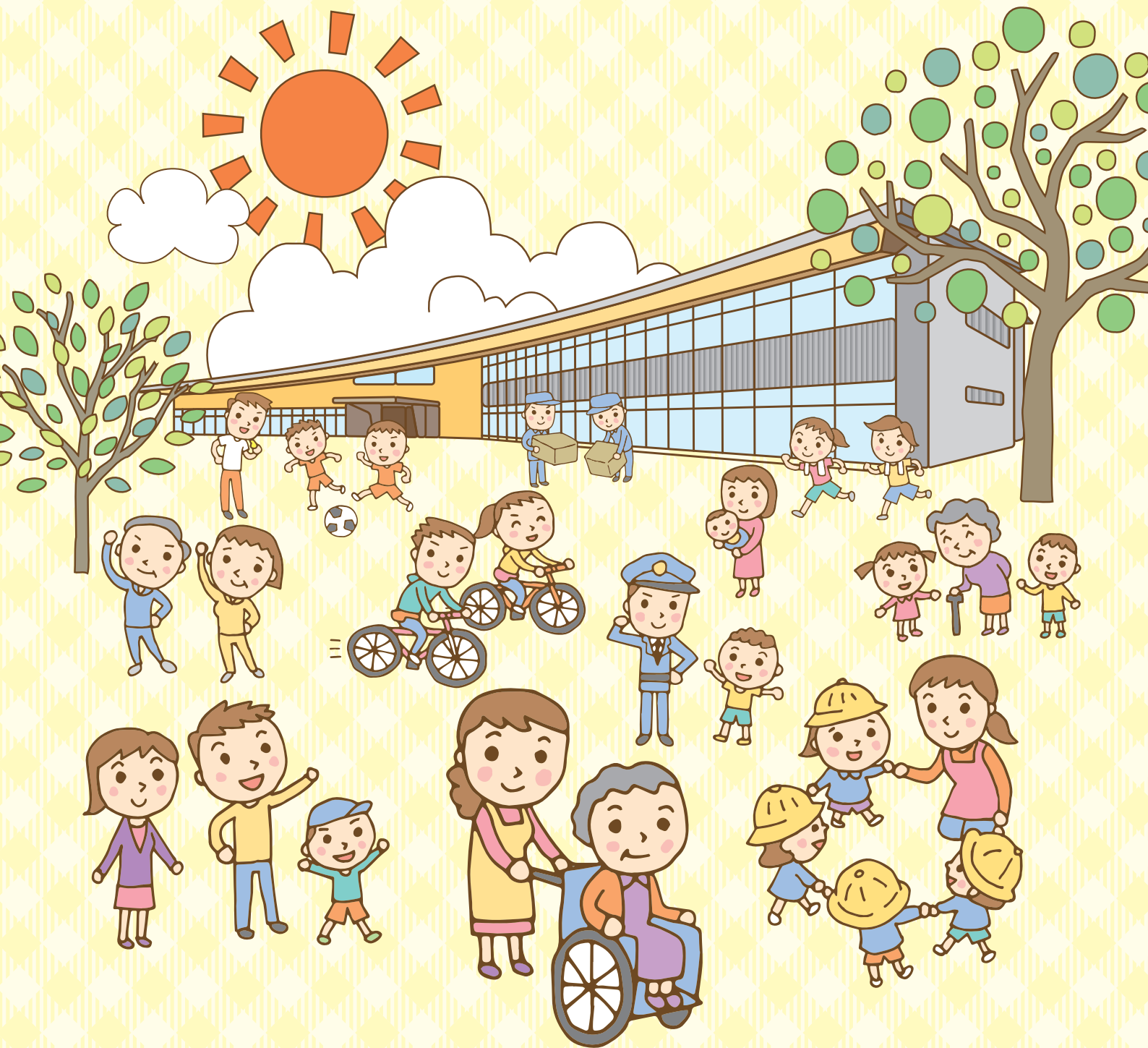


大熊町 地域福祉計画

《令和4年度－令和8年度》



令和4年3月
福島県大熊町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の概要・位置づけなど	2
3 地域福祉の推進について	4
第2章 地域福祉を取り巻く大熊町の現状と課題	7
1 大熊町の現状	7
2 地域福祉にかかわる住民の声	12
3 地域福祉の推進に向けた大熊町の課題整理	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本とする考え方	17
3 基本目標	18
4 施策体系案	19
第4章 基本計画	20
基本目標1 「大熊町福祉の里構想」の推進	20
基本目標2 地域をつくる・つながる体制づくりの確立	25
基本目標3 地域共生社会を目指した生活支援の推進	31
基本目標4 安全・安心な暮らしを守る環境づくりの推進	42
第5章 大熊町成年後見制度利用促進計画	49
1 策定の趣旨と計画概要	49
2 成年後見制度利用促進のための取組	53
第6章 計画の推進	55
1 推進方策	55
2 計画の進行管理	57
参考資料	58
1 策定体制	58
2 策定経過	61
3 社会福祉法（抜粋）	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国は人口減少社会となり、少子高齢化がさらに進み、生活様式の多様化と家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などが見受けられます。このような変化が様々な社会問題に影響を及ぼしており、地域を取り巻く環境の変化により、住民の暮らしにおける福祉生活課題は複合化・複雑化しています。

支援が必要な人に対しては福祉等のサービス等が行われてきましたが、福祉ニーズは多様化しながら増大しており、保健福祉施策は持続可能な制度になるように改革が進められています。それは人口の多い、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を目途に推進されており、地域がどのように考え、取り組むかで地域の姿も変わっていくことが考えられます。

これからの福祉や生活支援の取組は個人の尊厳を尊重する視点から、一人ひとりの生活全般に着目し、介護や支援が必要な状況となっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるための支援を基本に考えられています。しかし、これまでの分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な福祉生活課題もみられます。このため、地域全体で支える力を再構築して解決に取り組み、包括的に相談・支援を行う必要性が高まっています。

大熊町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこれに起因した東京電力福島第一原子力発電所事故のため、全町避難を余儀なくされ、以後、これまで大熊町にあったコミュニティが分断された状態でした。平成31年から一部地域で町内帰還ができるようになり、大熊町で暮らすためのまちづくりと地域づくりを進めています。本計画は、大熊町の住民の今の暮らしと地域を取り巻く現状と課題を十分に踏まえるとともに、現在町内で暮らす住民や帰町する住民の暮らしの視点にも配慮して、地域ぐるみで丸ごと支える仕組みづくりを進めるための指針として策定します。



『上空からみた大川原地区の様子』

2 計画の概要・位置づけなど

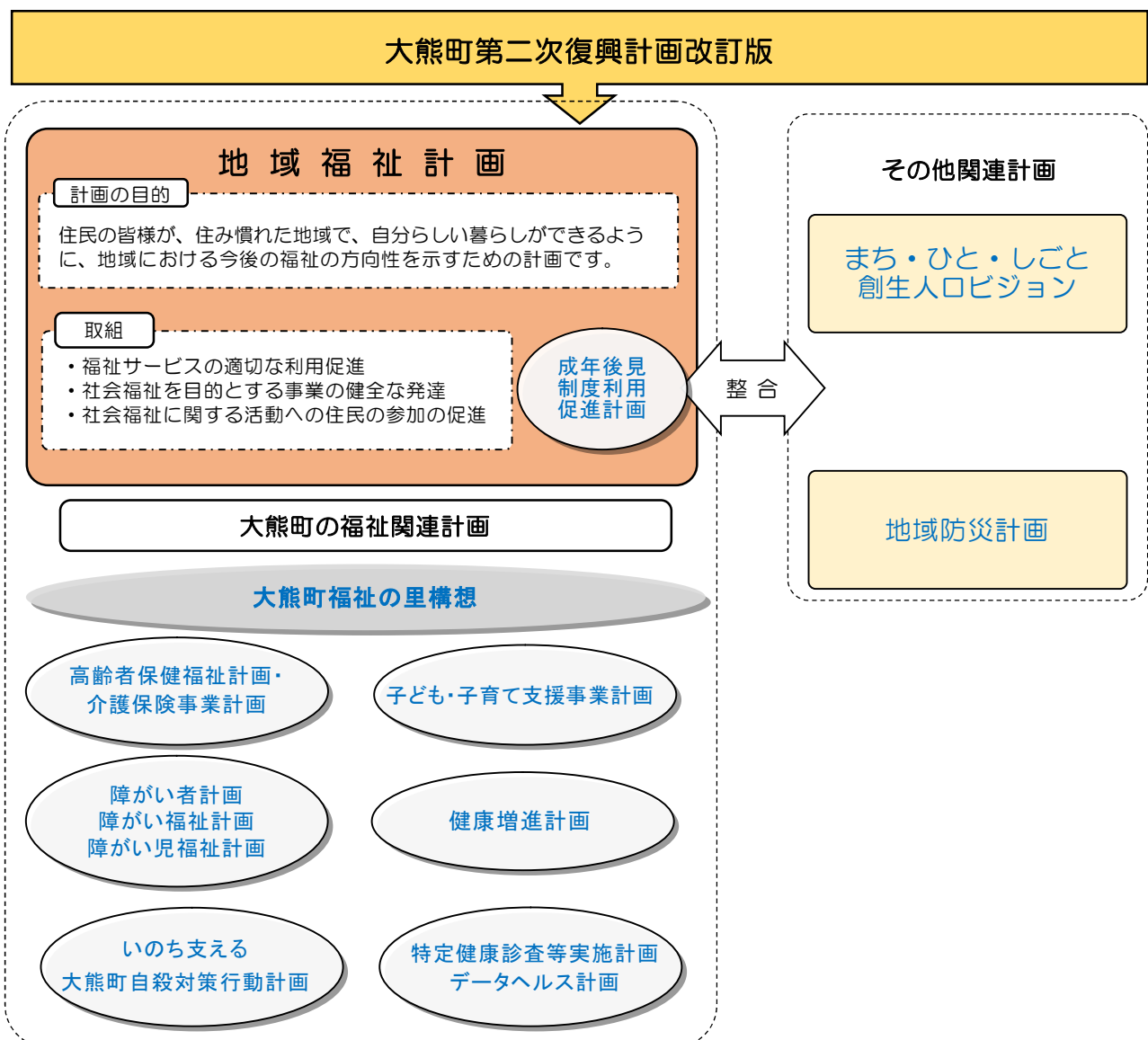
2-1 計画概要・位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。それは、住民や地域、行政にとって、地域福祉を推進するための基本的指針となります。

「地域福祉計画」は、大熊町第二次復興計画改訂版を最上位計画とし、保健福祉の分野別計画（大熊町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、大熊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大熊町子ども・子育て支援事業計画等）の上位計画として位置づけられます。上位計画や関係計画と整合を図り、連携しながら推進し、計画期間に修正等が必要な場合は必要な修正を行うこととします。

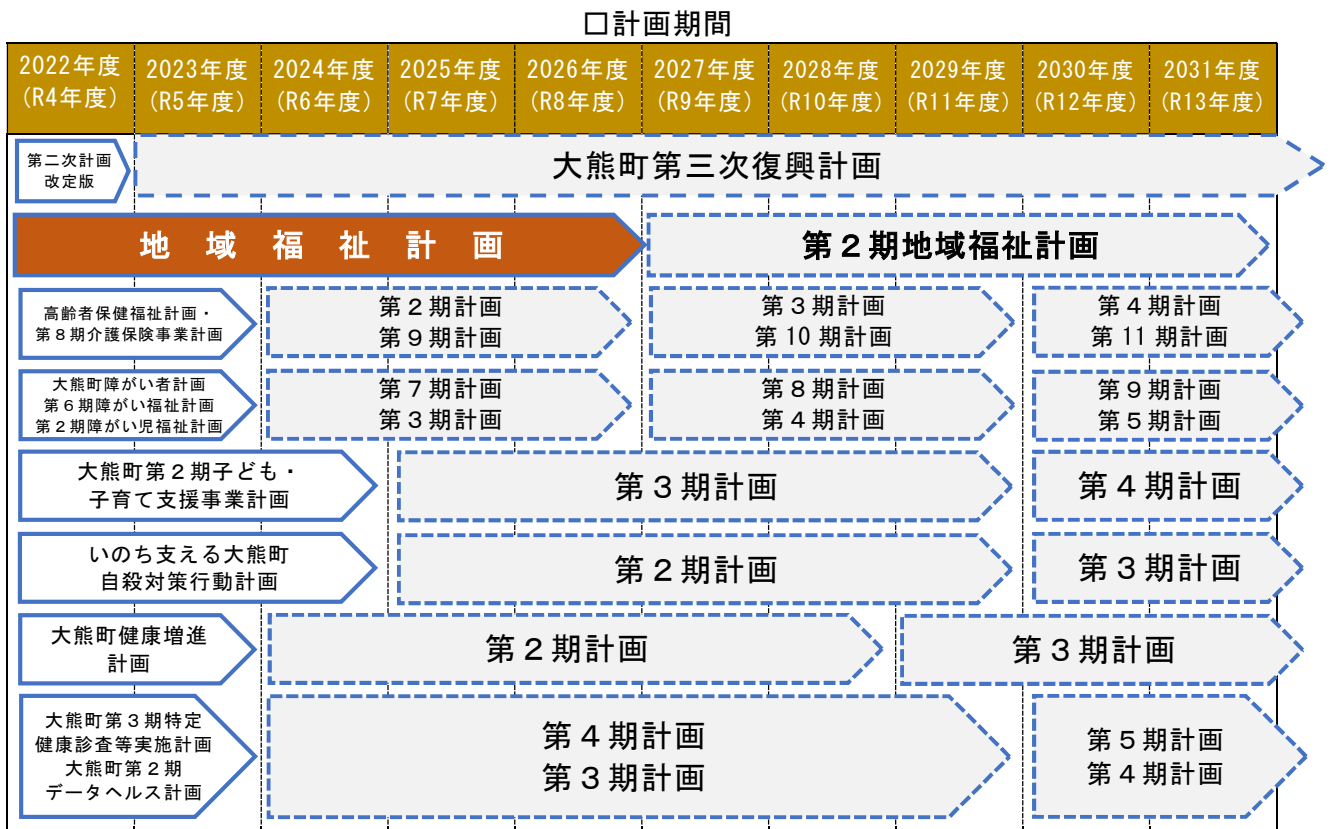
また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進計画」を包含しています。

□計画の位置づけ



2-2 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。



2-3 計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、地域団体関係者で構成され、各種福祉計画全般にわたり推進に向けた協議をしていただいている「大熊町福祉計画推進協議会」と、本計画策定のために組織した「地域福祉計画策定ワーキンググループ委員会」において協議いただきました。

また、「大熊町の地域福祉をみんなで考える住民アンケート調査（以下「住民アンケート調査」という。）を令和3年9月に実施し、民生委員児童委員と生活相談支援員への意見聴取などを行って、地域の状況及び課題などを把握するとともに、住民の意見をいただき、計画策定の基礎としました。

□住民アンケート調査実施概要

調査対象：大熊町に住民票のある18歳以上の住民1,000人

調査時期：令和3年9月21日（火）～10月11日（月）

回収数：330件（回収率：33.0%）

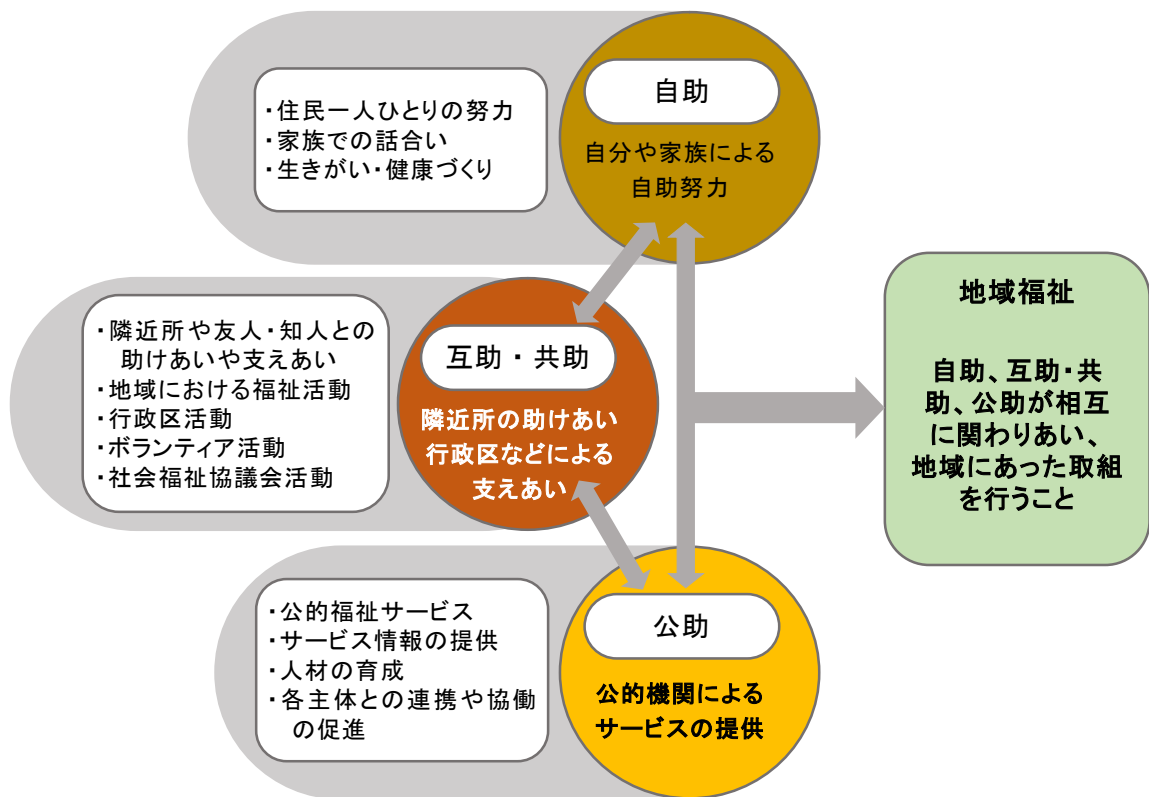
3 地域福祉の推進について

3-1 地域福祉の取組

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や行政、社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域で孤立することなく、お互いに支えあい、いきいきと生活していくために、一人ひとりの意識の向上と実践（自助）、地域での互助・支えあい活動の充実（互助・共助）、行政などによる福祉サービスの推進（公助）が協働して、課題を解決するための関係づくりや活動を行う支えあいの福祉ととらえます。

□地域福祉の取組イメージ



3-2 「地域共生社会」の実現に向けて

■ 地域共生社会とは

これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

「地域共生社会」は、『「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる』社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

□「地域共生社会」とは(厚生労働省 HP より)

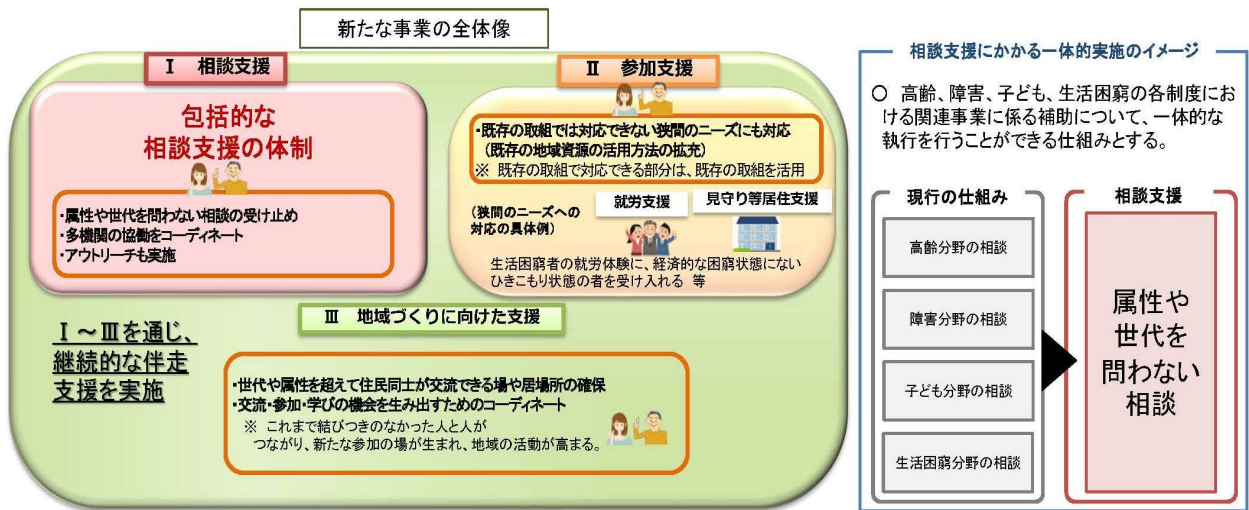


■重層的支援体制整備事業について

平成29年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）」の中で、社会福祉法を改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指しています。

「地域共生社会」を目指して、任意事業として「重層的支援体制整備事業」を新たに設け、介護、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を、市町村などがより柔軟に整備できるようにすることを目的としています。従来型の支援体制だけでは対応が困難な課題が多くなり、支援対象を超えた重層的な支援体制づくりに福祉関係計画全体で取り組んでいくことが必要です。

□「重層的支援体制整備事業」の概要（厚生労働省資料より）



2

第2章 地域福祉を取り巻く大熊町の現状と課題

1 大熊町の現状

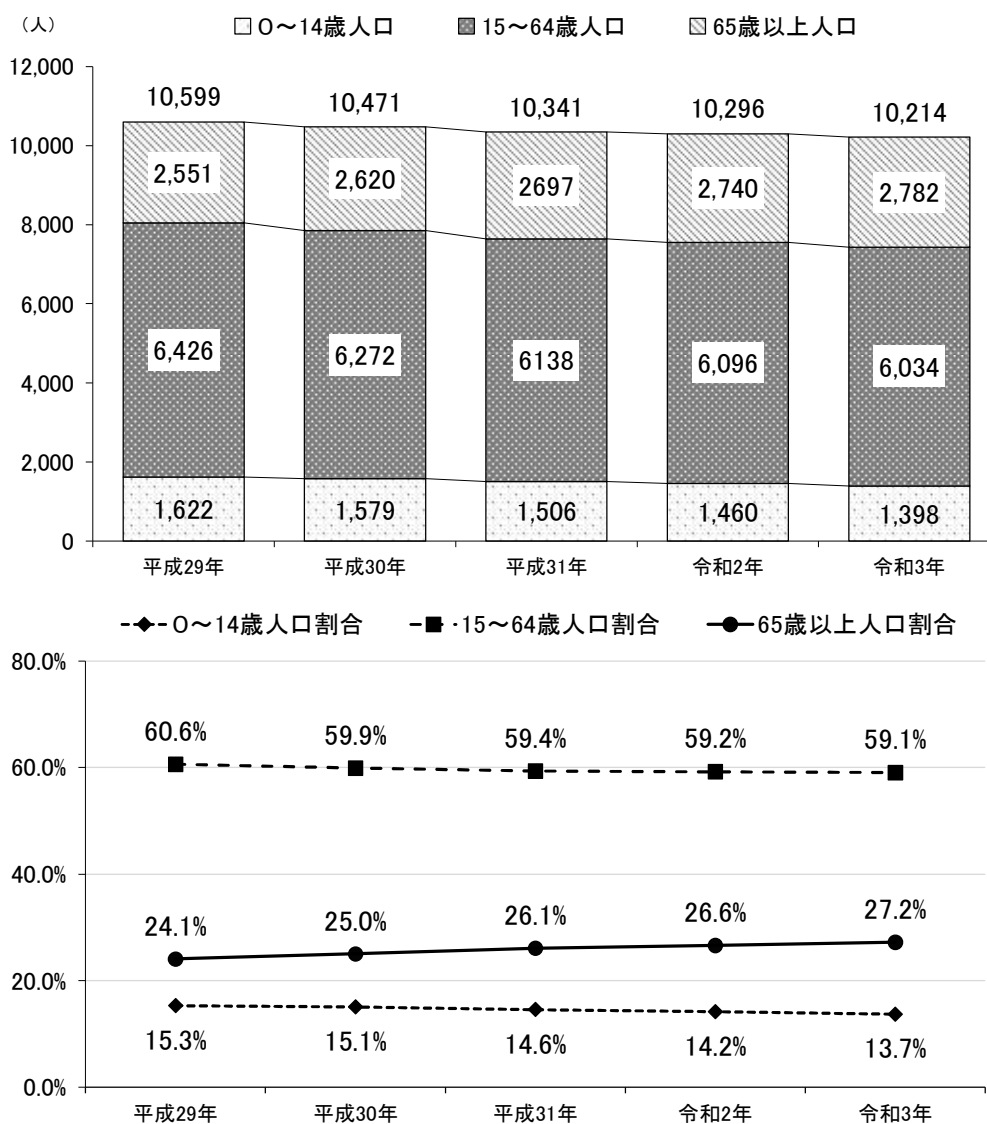
1-1 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯

近年の本町の総人口は1万人台で推移しており、平成31年は10,341人、令和2年は10,296人、令和3年は10,214人となっています。

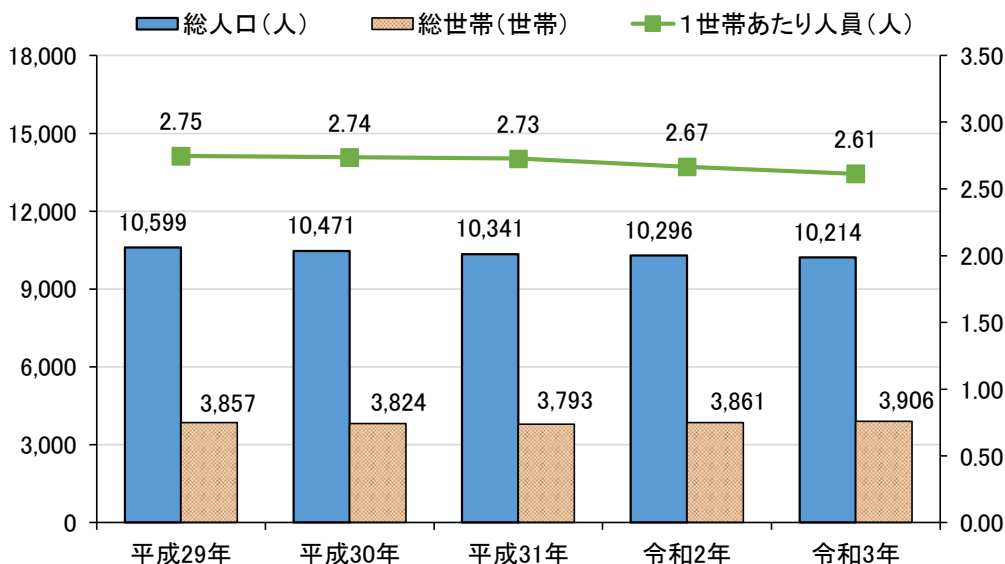
人口構成は0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合が緩やかに低下、65歳以上の老年人口の割合は令和3年に27.2%と増加傾向で推移しており、本町においても少子・高齢化の傾向がみられます。

□総人口の推移(各年4月1日現在・住民基本台帳)



世帯数は4,000世帯を下回って推移しており、令和3年は3,906世帯と緩やかに増加していますが、1世帯あたり人員は令和2年に2.7人を割り、令和3年では2.61人となっています。

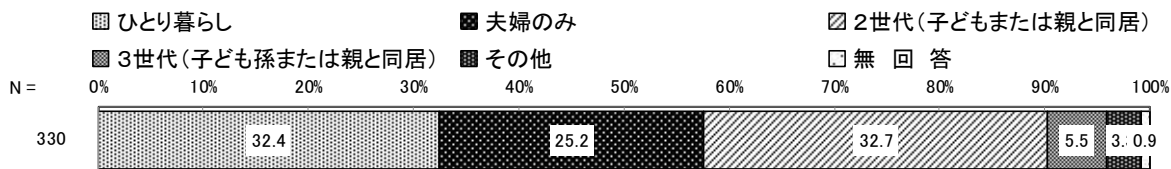
□人口・1世帯あたり人員の推移(各年4月1日現在・住民基本台帳)



住民アンケートでの世帯構成は、2世代世帯が32.7%と最も多く、「ひとり暮らし」が32.4%、「夫婦のみ」が25.2%と核家族化が進んでいます。

□世帯構成(令和3年・住民アンケート調査)

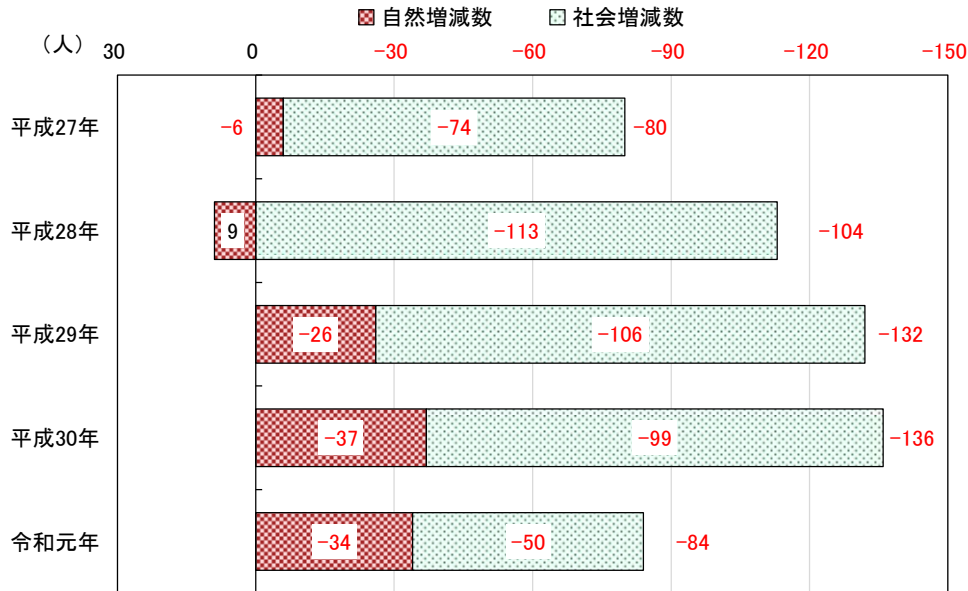
問6 世帯構成[%]



(2) 人口動態・避難状況

人口動態は、平成30年までは人口減が拡大していましたが、令和元年に社会減が縮小し、84人の人口減となっています。

□人口動態の推移(各年1月1日～12月31日累計・住民基本台帳)



避難状況は、町内を含む県内の居住者が総人口の約75%を占めています。令和3年は町内居住者が316人、町外居住者が7,524人で県内居住者は合わせて7,840人となっており、町内居住者は令和2年の196人から増加しています。なお、大熊町社会福祉協議会調べでは、令和3年11月1日現在町内居住者は355人で、災害公営住宅・再生賃貸住宅の居住者が41.1%を占めています。居住者の年代では30歳代未満が半数近く、70歳代以上が20%となっています。

□避難状況の推移(各年4月1日現在・広報おおくま)

	総人口	県内			県外
		合計	町内	町外	
平成29年	10,599	8,006	-	8,006	2,593
平成30年	10,471	7,931	-	7,931	2,540
平成31年	10,341	7,850	-	7,850	2,491
令和2年	10,296	7,864	196	7,668	2,432
令和3年	10,214	7,840	316	7,524	2,374

□町内居住者の状況(令和3年11月1日現在・大熊町社会福祉協議会)

災害公営住宅・再生賃貸住宅		その他町内居住者		合計
146人(41.1%)		209人(58.9%)		
30歳代未満	40～60歳代	70歳代以上		
167人(47.0%)	117人(33.0%)	71人(20.0%)		

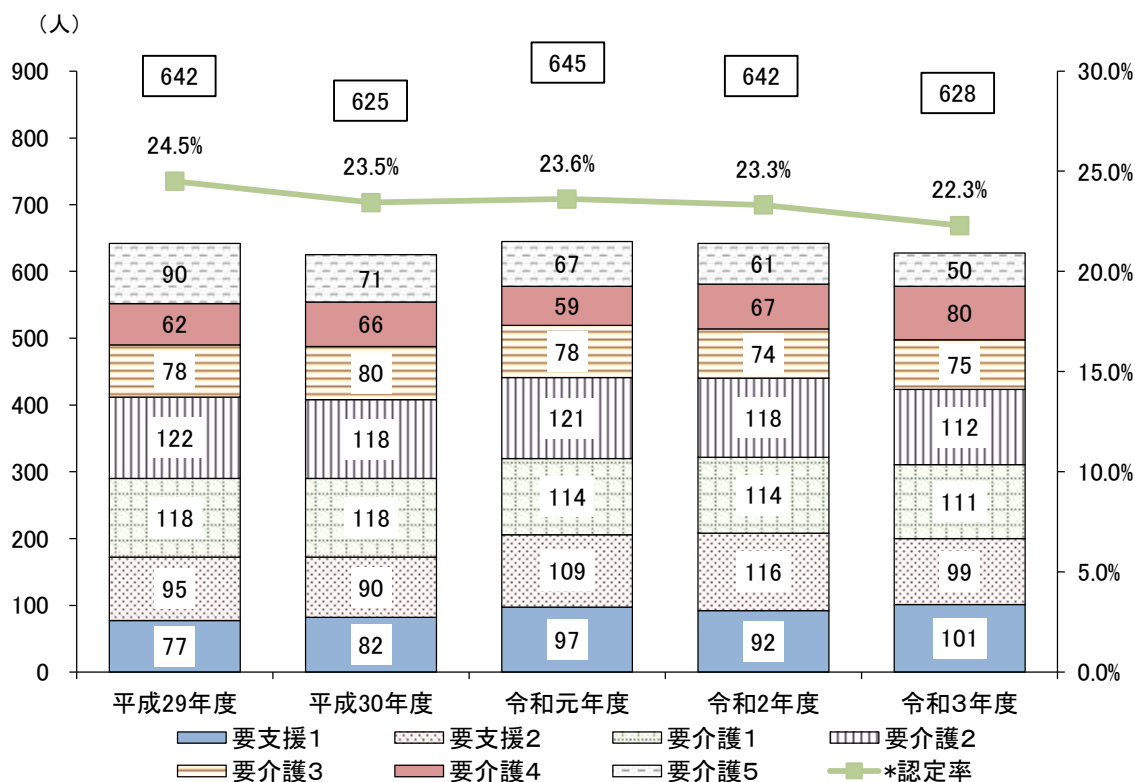
1-2 福祉にかかわる動向

■ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は600人台前半で推移しており、平成29年度、令和元年度、令和2年度は640人台で推移し、令和3年度は628人と微減しています。

第1号被保険者に占める認定率は平成29年度では24%台でしたが、平成30年度以降は23%台で推移し、令和3年度は22.3%と低くなっています。

□ 要支援・要介護認定者数(各年度9月末現在・介護保険事業状況報告)



※要支援：日常生活上の基本的動作は、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。1、2の2段階に分類される。

※要介護：日常生活上の基本的動作を自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態。1～5の5段階に分類される。

■障がい者(児)の推移

令和2年度の障害者手帳交付状況をみると、身体障がい者は381人、知的障がい者は88人、精神障がい者は80人となっています。平成28年度から令和2年度にかけては、身体障がい者は減少傾向ですが、精神障がい者は増加しています。

□障害者手帳交付状況(保健福祉課)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳(人)	肢体不自由	290	270	259	264	185
	聴覚平衡障害	42	33	33	34	27
	視覚障害	24	26	28	24	17
	言語障害	4	5	4	5	28
	内部障害	173	177	180	181	124
	小計	533	511	504	508	381
療育手帳(知的障がい)(人)		77	80	80	82	88
精神障害者保健福祉手帳(精神障がい)(人)		61	63	65	75	80
合計		671	654	649	665	529

■生活保護の状況

令和2年度の生活保護世帯数は15世帯、人数は17人、生活保護率は人口1,000人あたり0.13となっています。

□生活保護受給状況(保健福祉課)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保護世帯(世帯)	9	12	15	10	15
人数(人)	13	16	19	11	17
保護率(人口千人対)	0.10	0.12	0.15	0.08	0.13

■生活困窮の状況

令和2年度の生活困窮者自立支援制度利用者の新規相談件数は0件、プラン作成件数は2件となっています。

□生活困窮者自立支援制度相談状況(福島県社会福祉協議会)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談件数(件)	1	1	0
プラン作成(件)	2	2	2

2 地域福祉にかかわる住民の声

本計画の策定にあたり、広く住民の皆さんから地域福祉に関する意見を把握し、課題や取組の検討に役立てていくため、地域福祉に関する住民アンケート調査や民生委員児童委員及び生活支援相談員などの意見聴取など、様々な意見を反映して策定しました。

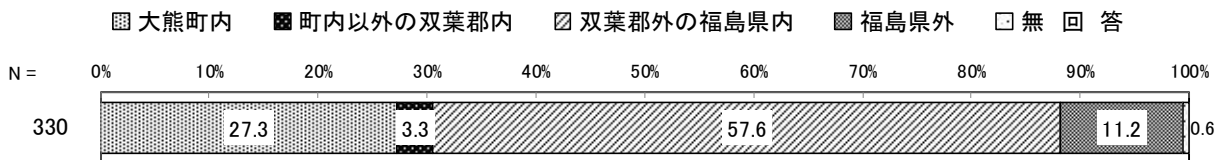
2-1 住民アンケート調査結果

住民の『福祉』についての考えや地域活動の参加状況などを把握し、大熊町の地域福祉計画の基礎資料とするために実施した住民アンケート調査から、地域福祉にかかわる結果を整理しました。

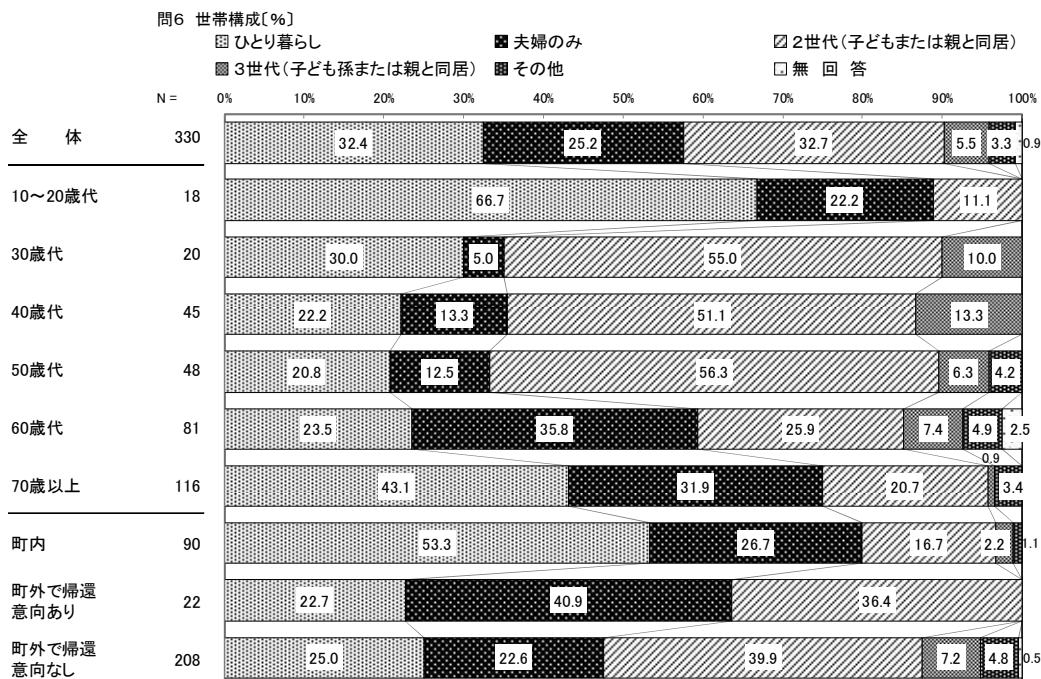
■ 回答者の状況

居住地域は「双葉郡外の福島県内」が57.6%と多く、「大熊町内」が27.3%、「福島県外」が11.2%、「町内以外の双葉郡内」が3.3%となっています。

問1 住んでいる地域[%]

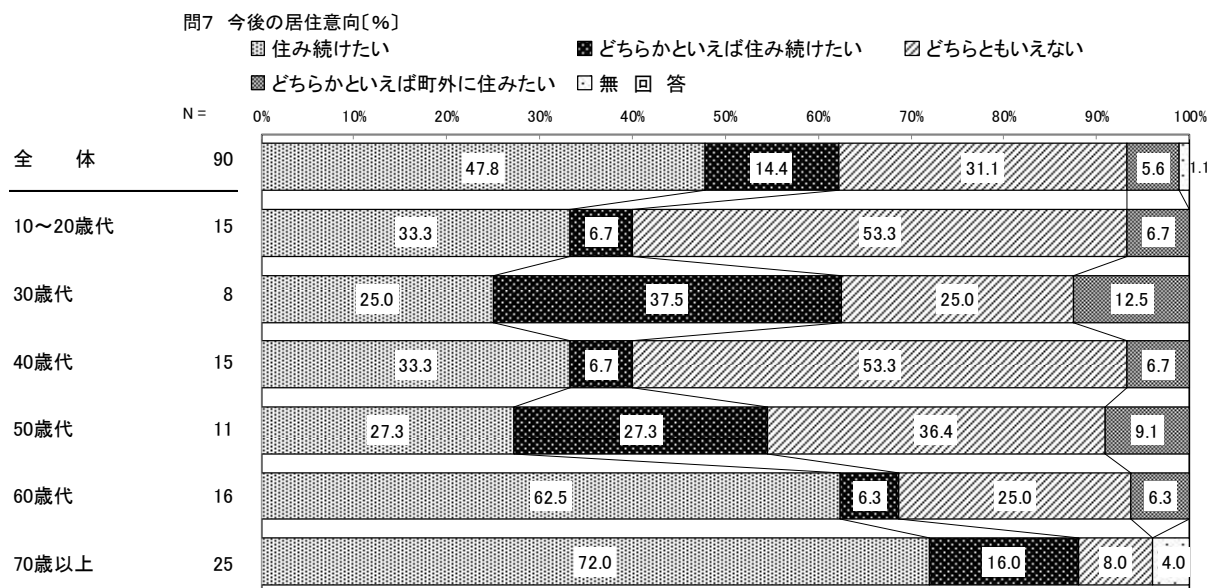


世帯構成は「2世代（子どもまたは親と同居）」が32.7%、「ひとり暮らし」が32.4%と多く、「夫婦のみ」が25.2%、「3世代（子ども孫または親と同居）」が5.5%、「その他」が3.3%となっています。年齢別では、「ひとり暮らし」が10～20歳代で66.7%、70歳以上で43.1%と多くなっています。

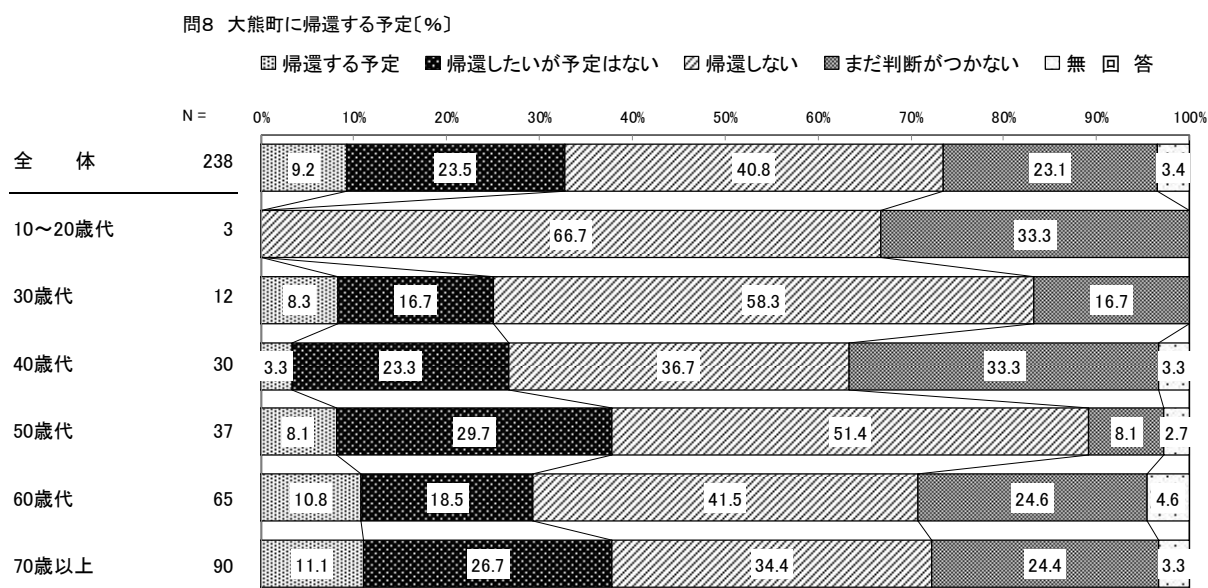


■今後の居住意向

町内居住者では、「住み続けたい」が47.8%、「どちらともいえない」が31.1%と多くみられます。



町外居住者では、「帰還しない」が40.8%と多く、「帰還したいが予定はない」が23.5%、「まだ判断がつかない」が23.1%と続き、「帰還する予定」は9.2%となっています。



■近所づきあいなど

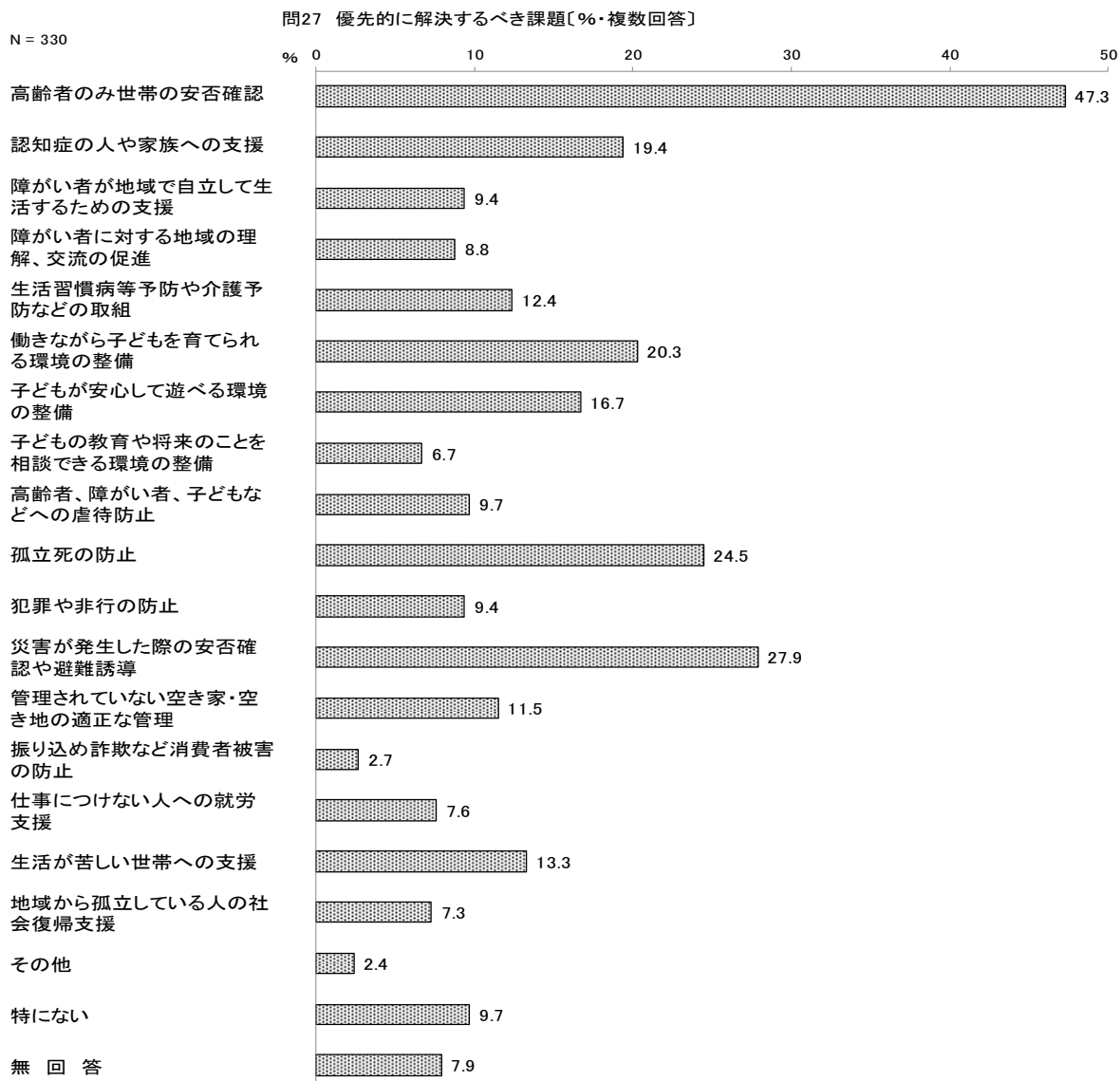
近所づきあいは「あいさつする程度であり近所づきあいはない」が53.3%と多く、「近所の仲の良い人とは行き来している」が25.5%、「近所の人とは全くつきあいはない」が11.5%、「近所の人とよく行き来している」が7.3%となっています。

自治会の加入は「入っている」が59.4%と多く、「入っていない」が36.1%です。

地域活動への参加は、「以前から参加しており、現在も参加している」が48.5%と多く、「以前から参加しておらず、現在も参加していない」が28.5%、「以前は参加していたが、現在は参加していない」が15.8%などとなっています。

■地域の困りごとなど

優先的に解決するべきと思う課題として、「高齢者のみ世帯の安否確認」が47.3%と多く、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が27.9%、「孤立死の防止」が24.5%、「働きながら子どもを育てられる環境の整備」が20.3%、「認知症の人や家族への支援」が19.4%となっています。



■新型コロナウイルス感染症に関すること

不安が大きくなっていることは、「病時に適切な診療を受けられるか不安」が48.5%、「健康に関する不安」が38.2%と多く、60歳代と70歳以上で多く回答されています。「人間関係や社会との交流に関する不安」と「不安はあるが感染症拡大前と比べて変わらない」がともに20.3%です。

困っていることでは、「外出時の制限」が45.2%と多く、「交流機会の減少」が31.2%、「運動・スポーツの機会の減少」が20.6%と続いています。

2-2 民生委員児童委員・生活支援相談員の意見まとめ

令和3年10月に民生委員児童委員と生活支援相談員に大熊町の地域福祉推進に向けたご意見をいただく機会を設け、活動状況や様々な意見をだしていただきました。

■住民の暮らしに対する不安や福祉サービスの要望・課題など

高齢者、ひとり暮らしの方の増加・加速への対応が望まれるという意見が多くみられました。このためには、きめ細やかな訪問、安否確認、病院への送迎、買物等移動手段、配食サービスなどの必要性が指摘されています。

■地域において「支えあい」が必要な人、地域の集まりに参加しにくい理由、課題

支えあいが必要な人は、高齢者独居世帯及び老老介護世帯、若年層でもひきこもり、未就労者等自ら発信できず周囲との関係を築けない方、移動手段がない人などが考えられている状況が伺え、状況が重複していたり、世帯全体にかかわるという点を踏まえた支援が求められています。

地域の活動に参加しにくい理由は、避難者として地域住民に対し、遠慮や対人関係への不安があり、馴染めない、自分の居場所と感じられないのではないだろうかなどがあげられています。また、平素からの交流の場が少ないため、普段からコミュニケーションを図る機会を増やす必要があるという意見が多くみられるとともに、福祉に対する理解が不足していることが指摘されています。

■地域の課題解決に向けて、地域の住民やご自身ができること、必要だと思う取組

現在やっていることを継続し、地域づくりに関する理解を深めること、顔見知りになること、自治会等のイベント等へ積極的に参加することが必要という意見が多くみられます。

■大熊町の地域づくりにおけるよいところ・資源となるもの(人・もの・場所など)

自然を生かしたハイキングコースやキャンプ場等の整備、坂下ダムを活用、若い方から高齢の方まで必要とされる働く場がよいところ・資源といえます。

■町行政・地域に協力してほしいことなど

町行政、福祉関係との情報交換(情報の共有)、行政懇談会のような住民が直接意見を出せる機会、福祉サービスの整備及び専任担当の増員などの意見がだされています。

3 地域福祉の推進に向けた大熊町の課題整理

大熊町の地域づくりと地域福祉の推進に向け、取り組むべき課題を整理します。

■課題1 福祉課題を抱える人・世帯の増加、地域での孤立化

- ・アンケートや民生委員児童委員などのご意見からも、地域で高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が増えている状況がみられ、様々な面で今後の生活に不安があったり、日常生活における移動や買物などに問題がみられます。避難生活が長期化して家族の形態が変わった住民も多く、不安を軽減するための取組や仕組みづくりが必要です。
- ・支援が必要な高齢者や障がいのある人などの増加、介護者の高齢化、8050問題やダブルケアなど、家庭での介護力の低下で生活上の課題を抱える世帯、生活のしづらさや重複する課題を抱えている世帯、地域で孤立している人や世帯、福祉制度の狭間にあって支援がつながりにくい人などが増える傾向であり、相談窓口のことや福祉情報の提供、福祉に対する意識啓発が必要です。
- ・住民の福祉や保健・医療・健康等に対するニーズは多様化・複合化しており、従来の制度や支援だけでは対応が難しくなっています。必要な支援が届くように、相談体制や福祉サービスの提供体制を確保する必要があります。

■課題2 地域のつながりの再構築

- ・避難生活の長期化により、これまでのつながりが分断された状態が続いたことから、地域がない、地域の担い手がない、育たない状況となっており、一部避難が解除されたことで地域の再構築を目指して、個人・法人を含め様々な資源を活かして地域づくりと担い手の育成に取り組んでいくことが課題です。
- ・団体活動に関わってもらったり一緒に活動できる団体をつなげていく工夫が求められます。あわせて、地域福祉に関心をもってもらい、活動につなげるための情報発信やコーディネート機能の強化が必要です。
- ・地域の課題やニーズが多様化・複合化しており、解決に向けては様々な取組が必要となっています。地域においても、住民ができることをやる、地域でできることは地域で取り組むことができる、地域で孤立しない、誰一人取り残さない地域づくりが求められます。
- ・多様な人が参加しやすい範囲や手法を検討して、地域のつながりを再構築するためのきっかけや交流の場を創出する必要があります。

■課題3 災害や地域安全などに対する不安の増大

- ・住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの心構えや備えが求められるとともに、地域のセーフティネットのあり方が問われています。このようなことから、毎日の生活での地域のつながり、防災対策や地域安全活動による地域でのつながりの重要性が再認識されています。
- ・地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増えており、災害時における避難行動要支援者を地域で支援していく体制の構築が求められています。
- ・詐欺や悪質商法の被害、高齢者・子ども・障がい者等への虐待、生活困窮や子どもの貧困問題、犯罪の再発防止など様々な課題が顕在化しています。

※セーフティネット：社会保障制度等を含め、救済策を網の目のように張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

大熊町の地域福祉は、住民のこれからの暮らしを支えるとともに、分断された地域をつくりなおす動きを牽引する取組の一つです。誰もが地域福祉の支え手であり、受け手となります。相互に支えあえる関係は、一人ひとりが主体的に、自らつながりづくりにかかわることが必要です。「他人事」になりがちな地域のことをそれぞれが「我が事」ととらえ、地域で起きている生活福祉課題を受け止め、行動する地域づくりが求められています。

町では、大熊町第二次復興計画改訂版における福祉分野の基本理念として、誰もが明るく健やかに暮らし、共助としての地域の助けあいと、公助としての福祉施策がバランスよく両立しながら支えることを目標に掲げています。

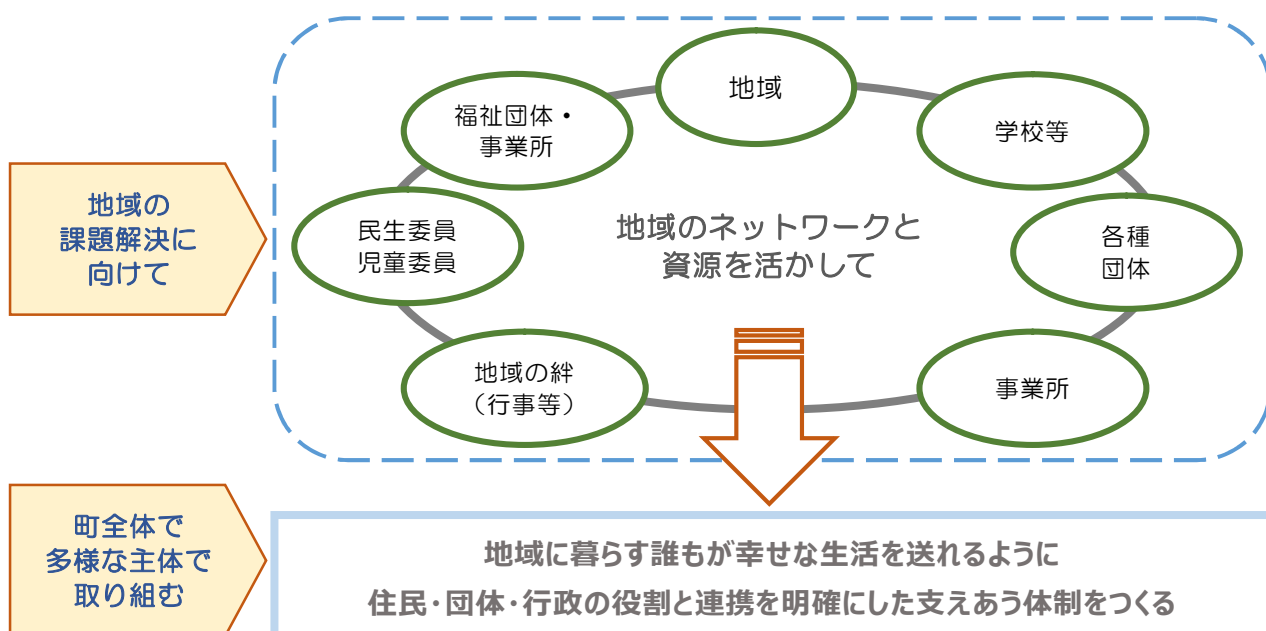
□基本理念

かかわる つながる 支えあえる 大熊町福祉の里

2 基本とする考え方

住民の「自助」の実践と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる「公助」で補完しながら地域のよいところ・資源を「互助・共助」の実践につなげます。

地域にある課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。



3 基本目標

地域福祉の推進に向け、「かかわる つながる 支えあえる 大熊町福祉の里」の実現に向けた基本目標を掲げます。

基本目標1 「大熊町福祉の里構想」の推進

「大熊町福祉の里構想（つなげる あしたの大熊構想）」はこれからの大熊町の福祉政策を中心としたまちづくりの構想であり、ふるさととしての大熊町をともにつくり次世代につなぐ視点をもって、福祉の里としての暮らしの基盤づくりと地域づくりを推進します。そのため、地域の課題を共有し、分野横断的に多様な主体に関わってもらい、町と協働で取り組む体制づくりを進めます。

基本目標2 地域をつくる・つながる推進体制の確立

地域で自立し安心して暮らしていくために、地域での支えあいや助けあいが重要となります。このため、福祉に関する意識啓発をはじめ、住民の誰もが自分のこと、周りのこと、地域のことを「我が事」として地域をつくる意識づくりを進めます。また、身近な地域のこれからをともに考え、活動する人づくりに取り組むとともに、地域の大切さに気づき、地域福祉のきっかけとなるような学びの場や集いの場を創出し、様々な主体が参画し、協働できる地域コミュニティの構築を促進します。

基本目標3 地域共生社会を目指した生活支援の推進

相談ができずに必要なサービスが利用できなかったり、地域で孤立してしまうことを予防していくために、相談窓口などの情報提供などを住民がよく利用している広報紙や町ホームページで周知を図るとともに、役場内・事業所間での連携を図り、迅速に案内ができるように努めます。そして、見守りや声かけの体制の強化を図り、支援が必要な人・世帯を包括的・重層的に支援できる相談支援体制の確立を目指します。

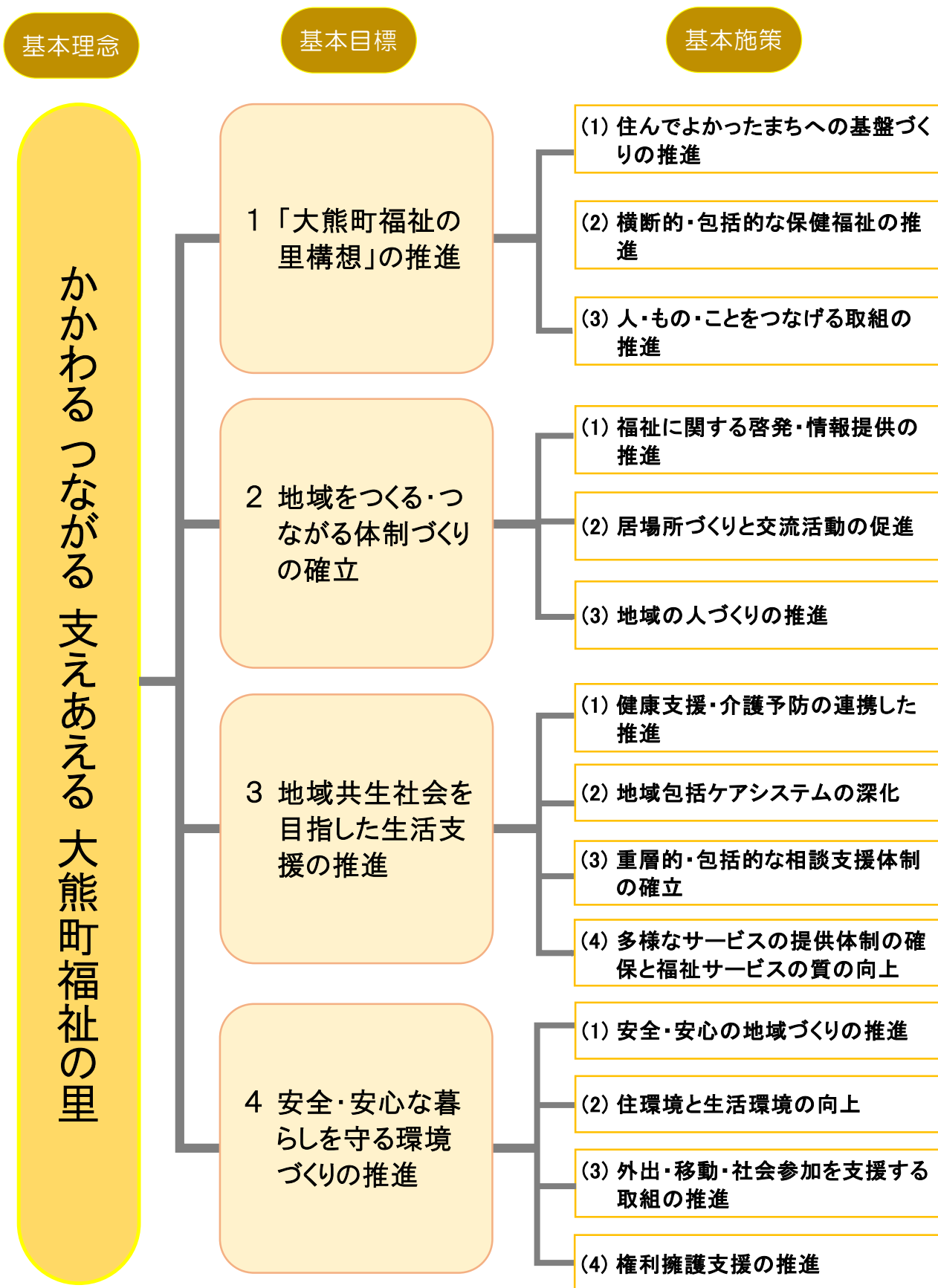
あわせて、福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、共生型サービスなど柔軟なサービスや支援を取り入れて地域で生活できるように、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

基本目標4 安全・安心な暮らしを守る環境づくりの推進

地域における福祉環境の充実、防災対策、防犯や地域安全対策を推進し、住民生活の安全・安心の確保に努めます。

また、判断能力に不安のある人への支援や、虐待への対応など一人ひとりの尊厳を守る取組を推進します。

4 施策体系案



第4章 基本計画

基本目標1 「大熊町福祉の里構想」の推進

基本施策1:住んでよかったまちへの基盤づくりの推進

現状と課題

認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑、住民福祉センター、大熊町診療所など町内の大川原地区復興拠点に福祉関連施設ができ、全町避難解除を目指して特定復興再生拠点区域復興再生計画を推進してきました。町内での生活を支える移動手段として、生活循環バスの運行、大熊町共助型移動支援サービス「タクまち」の実証事業を行っています。また、令和3年8月から町内でカーシェアリングも利用できるようになっています。

大熊町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、避難先及び大熊町内での安定した生活、帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくりを方針として推進しています。その中で、年齢・境遇に関わらず、全ての人が安心して生きがいを感じながら暮らせる町を目指し、福祉政策を中心とした取組みを進めていくため、平成30年度に「大熊町福祉の里構想」を策定しました。生活・経済・福祉が融合した施策の推進により、トータルでよいものをつくる政策がよりよいまちづくりにつながり、帰町して暮らす基盤づくりが進むように取り組んでいくことが重要です。

施策の方向

社会・経済活動の基盤としての地域での「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点をとらえ、大熊町に来てもらう、消費してもらう視点を取り入れながら、福祉のまちづくりを推進します。例えば、移動手段の確保、集まる場、食事をする場所などを作ることで、地域の人々の働く場の創出につなげたり、地域に障がいのある人や高齢者が働く場を作ったり、できることを町内にいる人の見守りや消費活動につなげていきます。

福祉と教育の事業体が不足しており、地域で事業を展開してもらい、働き手を集めていきます。そのために、町内の福祉・介護施設に就職するための就職準備等補助金、介護職員研修資格取得に係る補助制度を創設し、継続して実施します。仕事に魅力があり、職場が働きやすいことも重要であり、オンラインで働くことでそれぞれの生活スタイルにあった働き方を提供していきます。その一つとして被災者等就労支援事業「ジモットワーカー」を継続して福祉を通じたお仕事づくりとして実施していきます。

生活基盤と地域のバリアフリー化を推進するとともに、地域福祉活動の場の確保・利用促進を図り、交流の場や健康づくり活動の拠点として 活性化に取り組みます。

※バリアフリー:障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的な全ての障壁(バリア)となるものを除去すること。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
仕事と魅力ある職場の創出支援	福祉・教育分野などの事業体の確保とともに、魅力ある職場づくりと働き手を集めるための取組、住宅の確保など、住むこと・働くこと・生活することが循環する取組を推進する。 働く意欲のある高齢者、障がいのある人などが活躍できる働く場の確保、農業分野等と連携した仕事内容の検討などを行う。 被災者等就労支援事業「ジモットワーカー」を継続して実施するなど、多様な就労機会の確保を図る。	企画調整課 保健福祉課 産業課 生活支援課
生活を豊かにする施策の推進	多世代が集まり交流できたり、学んだり、運動できたり、大熊町の文化を感じたりできる場や機会の確保を図る。 移住者・来訪者も含め大熊町に関係する人を呼びこみ、楽しめる場・施設づくりに取り組む。	企画調整課 保健福祉課 教育総務課 生活支援課 各出張所
町内の移動、来訪などの利便性の向上とユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	新設の道路、公共施設などについてはユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリーな施設・設備を行うとともに、駐車場や思いやり駐車場の確保、案内板などが利用しやすいものとなるように配慮する。 駅前周辺の整備、町内の移動などについても利便性の向上に努める。	企画調整課 保健福祉課 生活支援課

■ 地域の取組 ■

○身近なところで気がかりなこと、不安なこと、身近な地域の課題を考えてみましょう。



『町内を走る生活循環バス』

※ユニバーサルデザイン: 年齢や能力、状況などに関わらず、全ての人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする考え方。

基本施策2:横断的・包括的な保健福祉の推進

現状と課題

避難先で暮らす住民がほとんどで、現在の町内居住者は令和3年12月1日現在356人となっています。町内での暮らしでは、在宅福祉サービス、医療のサービスの不足、介護が必要な高齢者、障がい者が利用する通所施設が遠い、福祉人材が足りないなどの状況がみられます。また、電車やバス、タクシー等が使いにくい、移動の足がない、地域の支え手、地域の世話役の成り手がいないことなどもあります。だからこそ、サービス等については今あるものを最大限に活用した柔軟な手法などに転換したり、自助が互助の活動をはじめたりしていく必要があります。それこそが、「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域共生社会」であり、地域が持続することでもあります。

施策の方向

高齢者、障がい者、子どもなど全ての住民が地域で安心して生活できるように、各分野の福祉サービスの充実を図るとともに、共通して取り組む施策を推進します。

地域の課題、福祉の共有を図り、多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制、共生型サービスの導入などを検討します。

地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が不可欠であることから、ボランティアや世話人など地域の支え手を確保・育成し、福祉的な見守り活動、大熊町ならではの見守り体制につなげ、全ての世代が地域に関わってもらえるように進めていきます。そのためには、イベントや交流機会などの機会を確保するとともに、回覧板の手渡しなど日頃からのつながり運動や挨拶運動などにより、参加を促進します。そして、地域での役割をつくり、関わってもらおう活動を住民に身近な地区として自治会単位規模での展開を図ります。

あわせて、庁内関係課間の連携と官民横断的な連携体制を確保するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の多分野にわたる関係機関・団体とのネットワークの構築と連携の強化に取り組み、ワンストップで対応できる窓口の整備に取り組みます。

※ワンストップ:1か所で用事が足りること、1か所で何でも揃うこと。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
保健・福祉などが連携した分野横断型サービスの導入	高齢者・障がい者、世帯にまたがる課題、制度の狭間の課題などへの対応として、共生型サービス等の分野横断型福祉サービス等の展開に取り組む。	保健福祉課
見守り活動やちょっとした支援を担う福祉の担い手の育成	地域の一員として、見守り活動やちょっとしたお手伝い等の支援が広がるように、きっかけづくりや関わりやすい手法及び支援活動などを検討し、活動を広げる。	保健福祉課 社会福祉協議会
地域で交流する機会の確保	回覧板手渡し活動や挨拶運動、見回り活動などを行うとともに、地域で交流する機会の確保を図る。	各課
多機関・多職種との連携による包括的相談支援体制の構築支援	障がい者等相談支援事業と地域包括支援センター、各町村保健師の関係が密で連絡が取りやすくなることで、複合化・複雑化する課題への対応に努める。 支援が必要な人・その世帯、高齢者施策と障がい者支援、障がい者支援と生活困窮支援など、支援がつながる窓口間の連携体制を確保する。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター

■ 地域の取組 ■

- 保健福祉等に関する相談窓口やサービス提供事業者について知りましょう。
- 広報などで福祉に関する情報に目を通しておきましょう。



『おかえり！夏祭り in おおくま』

基本施策3:人・もの・ことをつなげる取組の推進

現状と課題

帰ってきてよかった、住んでよかったと思えるまちを目指して福祉の里構想を推進していく上で、今あるものを活かすために、ものやことをつないだり、人と人、人とことをつなげていく考え方が基本となり、解決策が生まれます。また、福祉分野に限らず分野横断で人と人、人ともものやことがつながるきっかけをつくっていくことが必要です。

施策の方向

多世代が交流できる、ボッチャなどパラスポーツ等でみんなが集まり、一緒にできるものをつくっていきます。

ふるさと大熊をともにつくり、次世代へつないでいくためには担い手の確保が最重要課題です。このため、避難先など離れた場所においても大熊町を思い、関わっていただける住民、事業所や団体を広く募っていきます。

大熊町に住んでいる住民の総活躍を目標に、ボランティア団体や各種団体の組織化、地域住民に何か役割を担ってもらいながら、一緒に活動したり、交流する機会、学ぶ機会を確保し、親交を深め地域のつながりをつくっていきます。

まちづくり実行委員会など既存の団体と協力・連携したり、産学官民の連携による地域づくりの取組を推進します。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
地域における支えあい活動を行う組織づくり及び活動支援	介護予防と保健事業の一体的な取組を進め、更なる通いの場の充実を図る。	保健福祉課 各出張所
高齢者を対象にした行事や地域での活動の推進	ふるさと交流会や平成29年度より再開した敬老会など、地域での行事等について、町ホームページ等でのお知らせを行いながら、多くの高齢者の参加を促進する。	保健福祉課 社会福祉協議会
住民が集まる場の確保	地域の人、町に来た人などが気軽に立ち寄れる居場所や、地域住民が話し合いを通じて課題や気づきを出したり、新たな活動ができる地域の拠点づくりに取り組む。	保健福祉課 各出張所

■ 地域の取組 ■

- 自分が関心のある活動やボランティア活動に気軽に参加してみましょう。
- 自分の地域の担当民生委員児童委員を知っておきましょう。

※パラスポーツ:一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫したスポーツで、障がいの有無に関係なく、ともに楽しめるスポーツなどの総称。

基本目標2 地域をつくる・つながる体制づくりの確立

基本施策1:福祉に関する啓発・情報提供の推進

現状と課題

少子高齢化に伴う核家族化や近隣との関わりの希薄化、避難生活の長期化によりこれまでのコミュニティや地域と分断されたこと等により、地域からの孤立といった問題が今後増えてくることが考えられます。近隣の日常的な関係は、生活問題の発見やいざという時の手助けにつながる基本であり、再認識されています。

このようなことから、地域には様々な支援を必要とする人がいるということや福祉は自分たちに身近なみんなの問題であること、地域共生社会をつくる意義など、地域福祉と福祉の大切さを理解してもらう必要があります。このため、地域福祉の担い手の裾野を広げるためには、福祉に関する学習の推進とともに、地域をつくり、地域で支えあいに参加してもらえるように啓発していくことが重要です。

そのためにも、町のことや実施していることなどを周知していくことも必要です。アンケートでは、各年代で「町の広報誌」から福祉情報や町の取組等の情報を入手しており、その割合は特に高い状況であるとともに、30・40歳代は「町のホームページ」や「インターネット」など、70歳以上は「社会福祉協議会の広報」も多く回答されています。また、知りたい情報は「医療機関の情報」が多いものの、回答は多様となっており、情報の入手しやすさと必要な内容など住民が必要とする情報を的確に、入手しやすくすることに配慮していく必要があります。

施策の方向

学齢期からの継続的・効果的な福祉に関する学習、寄附や募金の推進、広報の充実等に取り組み、地域福祉に関する意識醸成と関心の喚起を図ります。

地域の人々と関わりながら学び、生活に結びつく福祉に関する学習を取り入れ、相互理解や助け合いの意識を啓発します。

福祉サービスが必要な方に情報が行き届くよう、多様な媒体を活用して情報入手の選択肢を増やすとともに、対象者の特性を踏まえた確実に分かりやすい情報発信を行います。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
福祉に関する学習の推進	義務教育学校においてインクルーシブ教育を進め、特別支援教育学級との交流・共同学習、福祉・障がい関係施設等の訪問、交流など、幅広い体験機会の充実を図る。	教育総務課
介護予防や心の健康支援についての啓発	介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業などにより、高齢者の介護予防に関する基本的な知識の普及を図るとともに、実践につなげることを促進する。今後も、介護予防に関する啓発に努める。 心の健康について町広報にパンフレットを同封したり、広報に掲載するなどして啓発に努める。	保健福祉課
福祉に関する情報、子育て支援に関する相談機関の周知	町内、県内外に避難しているため、提供できる情報が限られる場合もあり、情報提供の方法や知りたい情報などを検討し、今後も継続して福祉に関する情報提供を行う。	保健福祉課

■ 地域の取組 ■

- 広報・ホームページ、回覧に目を通しましょう。回覧板はなるべく手渡ししましょう。
- 自分が関心のある活動やボランティア活動に気軽に参加してみましょう。
- 自分の地域の担当民生委員児童委員を知っておきましょう。



『広報おおくま』

※インクルーシブ教育:障がいの有無に関係なく、誰でも地域の学校でともに学べる教育のこと。

基本施策2:居場所づくりと交流活動の促進

現状と課題

身近な地域でのつながりやコミュニケーションの必要性を感じ、交流や居場所を求める声もあります。近くに気軽に様々な世代の地域住民が集まることで、地域のことを知ったり、考えたりする機会となります。地域活動に参加するきっかけになるように、身近な場所での交流や体験の場をつくる必要があります。

施策の方向

子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる機会、町内で、町内と町外で交流する機会、体験する機会、学ぶ場を創出します。

町内では、地域生活課題に関する住民からの相談を包括的に受け止める場や意見交換の場を確保するとともに、帰町状況などを踏まえながら自治会の編成、組織づくりを支援します。

地域福祉に関する住民参加を促進するとともに、住民の相互交流や活動の拠点となる場の活用など、住民主体の支えあい活動を促進します。

■主な取組■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
元気な高齢者の活躍支援	高齢者が中心となり介護予防活動を実施する団体に対して、仲間づくり、生きがいつくりを目的とした通いの場に対する支援を行う。	保健福祉課 各出張所
住民の集える場の提供	健康介護予防体操、物づくり、認知症カフェ等のサロンを開設する。自主的なサロンの開設に向け、人員の把握・内容検討を行う。 自宅でできるもの、屋外で集まってする運動など、やり方を検討して参加しやすくする。 感染症対策を徹底しながら、集える場の確保を検討する。	保健福祉課 社会福祉協議会 各出張所
子どもの交流活動・体験活動の推進	学び舎ゆめの森の子どもたちと区域外就学している子どもたちとの直接交流、オンラインを活用した間接交流等、新たな絆づくりとした子どもたちの交流活動を検討する。	教育総務課
子育て世代の交流・家庭教育等の推進	いわき市では子育てひろばの開催、居住する住民が立ち上げたサークル活動を支援するとともに、保護者同志の交流の場について検討する。 認定こども園、義務教育学校等の保護者を含め、子育て世代の親も巻き込んでの事業を検討する。	保健福祉課 保健福祉事務所 教育総務課 各出張所

施策の方向性	施策・取組	担当課
多様な学習、地域課題解決等解決に向けたSTEAM教育の推進	教科の学習のみならず、体験活動においても、積極的なタブレット PC の活用を検討し、デジタルとアナログのバランスを考慮した学習を行うとともに、地域課題解決に向けたプロジェクト型のSTEAM教育を進める。	教育総務課
生涯学習活動・世代間交流の充実	学ぶ機会、知る機会として生涯学習の場の確保を図る。 大熊町の伝統文化(熊川稚児鹿舞)の学習等、伝承活動を推進する。 伝統文化やふるさと教育など広い世代が集まって一緒に学べる、体験できる機会の創出を図る。	教育総務課
学習支援の継続と学びを通じた地域コミュニティの再生	SC(スクールカウンセラー)、SSWr(スクールソーシャルワーカー)と連携した支援の継続を図るとともに、アフタースクール等において、地域内外の人材、外部の専門家(おおくま教育応援団)との活動、世代間交流等を検討する。	教育総務課

■ 地域の取組 ■

- 日頃からの見守りや声かけ活動等に参加・協力しましょう。
- 地域の行事に参加しましょう。
- 関心のある活動をしている団体に参加してみましょう。
- 住民一人一役を担い、共生の意識で参加してみましょう。



『認知症カフェ『いちごカフェ』の開催』

※STEAM教育: Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学・物づくり)、Art(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)の分野の学習を通じて、子どもを今後のIT社会に順応した競争力のある人材に育てていくための教育方針のこと。

※スクールカウンセラー: 学校内において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく人のこと。

※スクールソーシャルワーカー: 主に生徒や児童の立場から、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする、問題解決ができる環境づくりを推進する人のこと。

基本施策3:地域の人づくりの推進

現状と課題

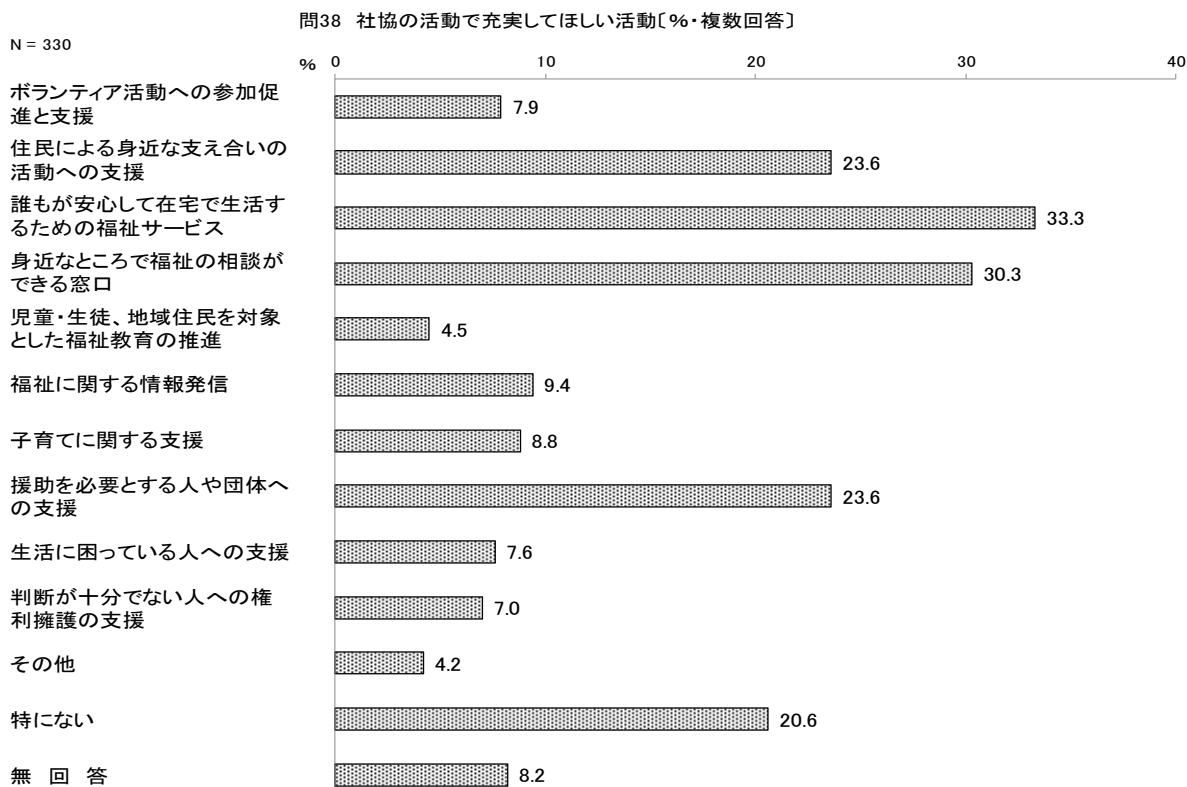
地域福祉活動が持続的なものになるよう、地域福祉活動に取り組む各種団体への支援を続けるとともに、担い手の育成や地域福祉への関心を高めるために、地域について話し合う場や機会の周知・充実が必要です。

様々な手段・機会を通じて、地域福祉に関する住民一人ひとりの意識・関心を高め、主体的に活動にかかわる人材を育成するとともに、地域福祉活動を牽引するリーダーの養成・支援に取り組む必要があります。

調査では、ボランティアの参加率は9.1%と低調でした。また、地域の福祉活動に参加する人材を育てるためには、「地域活動の中で学ぶ」が45.8%、50歳代ではさらに多く、「行政等による研修会で学ぶ」も37.6%と多く、30・40歳代の回答者でも多くみられます。地域の福祉活動への参加意向は、「状況をみて参加したい」が37.9%と多く、「参加したくはないが、自治会等の活動であれば参加する」が22.1%、「参加したいが、参加できない」が12.7%と、70%を超えて高くなっています。

これは、地域活動やボランティア活動の機会やきっかけが不足していたといえますし、アンケートの参加意向は高いことがわかりましたので、このような意見をみながら地域福祉を考えたり、学ぶ機会を様々な場面や場所を活用して参加しやすく創出していくことが重要です。

また、大熊町社会福祉協議会の活動・支援では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」が30%強、「住民による身近な支え合いの活動への支援」と「援助を必要とする人や団体への支援」も23.6%と充実してほしいこととして回答がみられます。



施策の方向

民生委員児童委員や社会福祉協議会等の活動及び運営を支援するとともに、地域で活動する団体の活動支援に努め、地域福祉活動を担う人材・団体の活動環境を整備します。

ボランティア活動や地域活動に関する相談や情報提供、団体の活動支援、福祉事業所や関係機関の行う研修や情報交換等への参加などにより、地域資源の向上を図りながら、地域でのつながりを拡充します。

復興支援員が避難者コミュニティの育成活動支援を行っており、これまでの取組を活かしてコミュニティ育成を協働で進めていきます。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
福祉関係者の研修・情報交換機会の確保	介護施設、障がい者支援施設の関係者と問題意識の共有を進めて、かかわる方たちへの研修や情報交換等により資源向上に努める。	保健福祉課 相双保健福祉事務所 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター
福祉団体等の支援	民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・ボランティア連絡協議会・遺族会の事務局を担い、町内での活動に向け支援する。	社会福祉協議会
各種ボランティア育成・活動支援、活動推進体制の確保	ボランティア活動についての理解を深めるための啓発とクリーンアップ活動、防災訓練等を通して育成と理解促進を図る。 ボランティア活動・体制づくりについて方向性を検討する。	保健福祉課 社会福祉協議会
新たな担い手の育成支援	生活支援コーディネーターの地域課題の把握とあわせて、帰町した地域住民や介護予防ボランティアなどと連携して、関わってくれる仲間づくりを行う。	保健福祉課 社会福祉協議会

■ 地域の取組 ■

- 身近なこと、できることからボランティア活動に参加してみましよう。
- 関心のある活動に参加してみましよう。
- 季節ごとにイベントを開催してみましよう。

基本目標3 地域共生社会を目指した生活支援の推進

基本施策1:健康支援・介護予防の連携した推進

現状と課題

住み慣れた地域で生きがいをもって自立した生活を送るためには、一人ひとりが健康意識を高め、ライフステージに応じた望ましい生活習慣の定着に取り組むとともに、生活習慣病などの早期発見・早期治療に努め、病気になっても重症化させない対策をとることが重要です。そのためには、健康に関する正しい知識を持ち、運動を生活に取り入れるように啓発しながら、健診受診、健康に関する相談、介護予防や認知症予防など、住民が主体的に健康増進と介護予防に取り組める環境づくりが必要です。

また、地域での孤立が不健康な生活習慣を引き起こし、栄養状態の悪化や身体活動量の低下によって病気になりやすくなったり、地域での孤立が増えると引きこもりや閉じこもり、孤独死の増加につながる事が指摘されています。

施策の方向

保健センターや地域包括支援センターを中心に、様々な機会を通じて住民の健康意識を高めるように啓発し、健康診査・各種検診、母子保健事業、生活習慣病の予防・重症化予防、介護予防や認知症予防など、ライフステージに即した住民の健康づくりを支援します。

子どもから高齢者まで住民が、運動を生活に取り入れてもらえるように心身の健康づくりを支援します。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染状況を踏まえ、感染防止対策の推進と、持続可能な地域福祉活動のあり方や感染拡大を予防する「新しい生活様式」を取り入れた実施体制の構築に努めます。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
健康づくりの支援	運動習慣がなく身体活動量が少ない住民が県・国と比較して多いため、地域の実情に応じて集団運動教室や個別運動指導を実施している。生活習慣病発病・重症化予防のため、既存団体などに出前健康教育(栄養士・薬剤師・保健師などによる)を今後も継続して実施する。	保健福祉課
生活習慣病予防、特定健診・保健指導	住民が自身の健康を維持し、将来の健康寿命の延伸につながるよう、現在の身体の状態を把握するための特定健診を行い、その後健診結果説明会や特定保健指導を継続して実施する。	保健福祉課 住民課

施策の方向性	施策・取組	担当課等
健康チャレンジ事業	今後の健康、未来の自分を考える機会となるよう、内容を工夫して継続して実施する。	保健福祉課
こころの元気を育てる講座	心のアンケートなどで住民のニーズを把握し、心身の元気を支援するための講座等を内容・実施方法などを検討しながら継続して実施する。	保健福祉課
こころの健康相談	こころの健康相談を広報等で周知する。 町で個別支援の実施や必要に応じて各保健福祉事務所、心のケアセンター、精神科医と連携した対応に努める。	保健福祉課
新生児・乳幼児訪問事業	県内の新生児・乳幼児は全件訪問し、県外は電話等で支援を行い、支援が必要な母子に関しては避難先自治体へ連絡し対応していただくようになっている。このため、調査票を使って産後うつを把握し、早期発見に努める。	保健福祉課 各出張所 避難先自治体 保健福祉事務所
乳幼児健康診査・教育・相談	乳幼児健診は避難先自治体で実施してもらい、フォローが必要な子どもに町保健師が対応している。今後は妊産婦訪問や状況に応じて、乳幼児健診に参加するなど、早期からの関わり、児の成長発達も支援する方法を取り入れて実施する。	保健福祉課 各出張所 避難先自治体 保健福祉事務所
子どもたちのスポーツ・レクリエーション活動	引き続き、避難先でのスポーツ活動などへの参加を促すとともに、町内での「学び舎ゆめの森」の開校に合わせ、スポーツ・レクリエーション活動の展開を検討する。また、その活動に向けて、おおくまスポーツクラブとの連携、指導員の確保等も含めた実施方策を検討する。	教育総務課
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	避難先自治体での利用を踏まえ、避難先自治体と連携調整を図りながら、自立支援と重度化防止を目指して円滑な利用を支援する。	保健福祉課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進	町の健康課題を明確にし、保健事業と介護予防事業の一体的な推進方法を検討し、実施する。住民主体の通いの場等で、高齢者のフレイル予防を推進し、高齢者の生活改善を支援する。	保健福祉課 各出張所
地域交流サロンの実施	社会福祉協議会でも介護予防として地域交流サロンを実施している。閉じこもりの解消と介護予防の促進のため、健康体操、レクリエーション等を楽しむ地域交流サロンを実施する。	社会福祉協議会
認知症対策	認知症地域支援推進員を中心に、地域での見守りと家族の支援などを行う。	保健福祉課

※フレイル予防:加齢により心身が老い衰えた状態を予防すること。

施策の方向性	施策・取組	担当課等
感染症予防対策の推進	<p>感染症対策やまん延防止重点措置について、対応方針の検討・決定を流行状況に応じながら適切に実施していく。</p> <p>感染状況など感染症についての情報提供とともに、新しい生活様式など感染予防対策について周知を図る。</p> <p>社会福祉施設等には、広報・ホームページへの掲載や防災無線を通して、感染予防及びまん延防止の普及啓発を行う。</p>	<p>保健福祉課</p> <p>全課</p>

■ 地域の取組 ■

- 町からの健診のお知らせなどをみて、年に1回は健診を受けましょう。
- 介護予防のサロンや講座に参加者として、ボランティアとして参加しましょう。



『町内での総合健診の様子』



基本施策2:地域包括ケアシステムの深化

現状と課題

複合的な課題を抱え、相談できない状況にある人に対しても支援の手が届くよう、地域のかも活用し、支援が必要な人を早期に発見し、支援関係機関が連携して相談支援につなげることが重要です。これまでは高齢者施策において地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、地域に根差した支援体制の確保が課題となっています。

アンケートでは支えあいの地域づくりを進めるため、町が行う必要のある支援として、「様々な相談に対応できる体制の整備」が48.8%と多く、「近所や地域での支えあいの仕組みづくりの取組」が38.2%、「生活が苦しい人が自立した生活を継続するための支援」が36.4%となっています。また、手助けできることも多くされており、町内での手助けしてほしいこととできることのマッチングを検討し、見守り活動やできることから支えあい活動を推進していくことが重要です。

□アンケートでの地域での手助け

現在手助けしていること (上位3項目)	今後手助けできること (上位7項目)	手助けしてほしいこと(上位 4項目)
「話し相手」が 11.2% 「安否確認の声かけ」 10.6% 「玄関前や通路確保のため の除雪」7.0%	「安否確認の声かけ」34.5%、 「話し相手」29.7%、 「ごみ出し」28.8%、 「日用品などのちょっとした買物」 28.5%、 「電球交換などのちょっとした作業」 27.0%、 「玄関前や通路確保のため の除雪」が 24.2%、 「悩みごと、心配ごとの相談」の 21.2%など	「安否確認の声かけ」が 13.6%、 「病気のときの看病」が 11.2% 「経済的な支援」が 10.6% 「通院の付き添い」が 10.3%

施策の方向

支援が必要な高齢者を支えるため、生活支援サービス体制の構築、介護・医療連携、認知症対策等地域包括ケア体制の深化、推進を目指して推進します。

今後は、必要な支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野から、児童や障がい者、生活困窮者等を含めてとらえ、地域の資源を最大限に活かして、支援が包括的に届く体制を目指します。このため、課題解決を図るための生活相談支援員、相談支援機関、福祉サービス事業所等の福祉情報のネットワークの確立と多職種連携を促進します。

交流促進等を通じて地域で顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる話し相手を増やす中で、同じような問題を抱える仲間との助けあいや大熊町ならではの見守り活動を検討します。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
地域包括ケアシステムの深化・推進	<p>県、相双保健福祉事務所、民間の伴走型支援を頂き、地域包括ケアシステムの立ち上げを目指す。</p> <p>高齢や障がい等で支援が必要な人のケース検討、地域ケア会議など、ケアマネジメントを通じた地域包括ケアシステムの構築を目指す。</p>	<p>保健福祉課</p> <p>相双保健福祉事務所</p>
地域包括支援センターの機能拡充	<p>帰町した町内を中心に地域ケアシステムの構築を目指す。</p> <p>町外避難者への対応も継続し、避難先や関係機関との連携、県の支援を受けながら取り組んでいく。</p> <p>町内では双葉警察署大熊駐在所、大熊町社会福祉協議会、庁内関係部署で集まり、2か月に1回、町内の課題を共有する場を設けている。</p> <p>準備宿泊も始まり、町内で生活を再開する方も出てくることから、引き続き開催する。</p>	<p>保健福祉課</p>
生活支援体制整備事業	<p>地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置する。</p> <p>地域の課題を共有し解決に向けて協議する「協議体」は、庁内及び関係機関とともに勉強会などを行いながら情報共有と連携を図り、取り組んでいく。</p> <p>各福祉サービスは委託方式などにより提供に努め、社会福祉協議会や各関係課と連携しながら見守り等を継続する。</p>	<p>保健福祉課</p> <p>生活支援課</p> <p>社会福祉協議会</p>
ネットワーク会議の開催（地域の見守り）	<p>庁内関係各課（保健福祉課・生活支援課等）、社会福祉協議会、警察などの関係機関とネットワーク会議を開催し地域の見守りについて連携を図る。</p> <p>公営住宅の空き状況（防犯）や入退去等の報告など、地域の状況把握と共有に努める。</p>	<p>保健福祉課</p> <p>生活支援課</p>
住民の見守り活動の継続	<p>支援を必要とする方を重点的に訪問し、状況の変化に応じて支援計画の見直しを図る。</p> <p>商業施設、地域のキーパーソンとなる方と地域の見守りの協働体制を図る。</p> <p>他の支援機関と連携体制を確保しており、訪問対象者を調整し、適切に訪問できるようにする。</p> <p>他に支援を必要とする方の早期発見、支援体制の強化を図る。</p> <p>避難先で生活する方も多く住民も分散しているため、今後もネットワークを有効に活用しながら実態を把握する。</p>	<p>保健福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>

施策の方向性	施策・取組	担当課等
産後ケア事業	初産婦からの相談が多く、産後の養育・子育てが円滑にできるように、利用を促進する。	保健福祉課 福島県助産師会
ゲートキーパー養成講座	町職員、議員、保健協力員、食生活改善推進員、既存団体、一般住民を対象にゲートキーパー養成研修を実施し、見守り活動の展開を図る。	保健福祉課 心のケアセンター
生活支援相談員による相談活動、見守り活動の推進	個別支援計画の作成とともに、訪問不要・訪問拒否世帯へ訪問再開の意向調査を行い、支援の必要性を検討する。町内における地域支援となるニーズ調査、社会資源の発掘を生活支援コーディネーターと協力して行う。	社会福祉協議会
地域ケア会議	支援が必要な高齢者の多様なニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを提供するため、ケアマネジメントやサービス調整を行う。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター
各保健福祉事務所・関係市町村・消防・救急医療・警察との連携	各会議を通して情報の共有及び担当者間の連携を図る。コロナ禍を考慮し、書面決議やオンライン等を用い、円滑な連携を図る。	保健福祉課
地域自立支援協議会での検討	他町村の現状や保健・教育・福祉等他部門の情報共有を実施。就学へ向けての支援として就学説明会や、こども支援の課題の共有、双葉郡の児童発達支援センター設置のための取組等を今後も継続して実施する。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター
介護と医療の連携の推進	退院調整ルールを継続して周知を図っている。在宅医療介護連携には医療機関の連携が必要であり、広域的な視点で連携方策を検討する。	保健福祉課
子どものための相談支援体制づくり	学び舎ゆめの森に在籍している子どものみならず、区域外就学をしている子どもについても、保健師やSC(スクールカウンセラー)、SSWr(スクールソーシャルワーカー)と情報を共有することで家庭・保護者への支援体制を充実する。	教育総務課

■地域の取組■

- 地域包括支援センターや社会福祉協議会の事業や町内のサービス提供事業所について知りましょう。
- 日頃からの見守りや声かけ活動等に参加・協力しましょう。

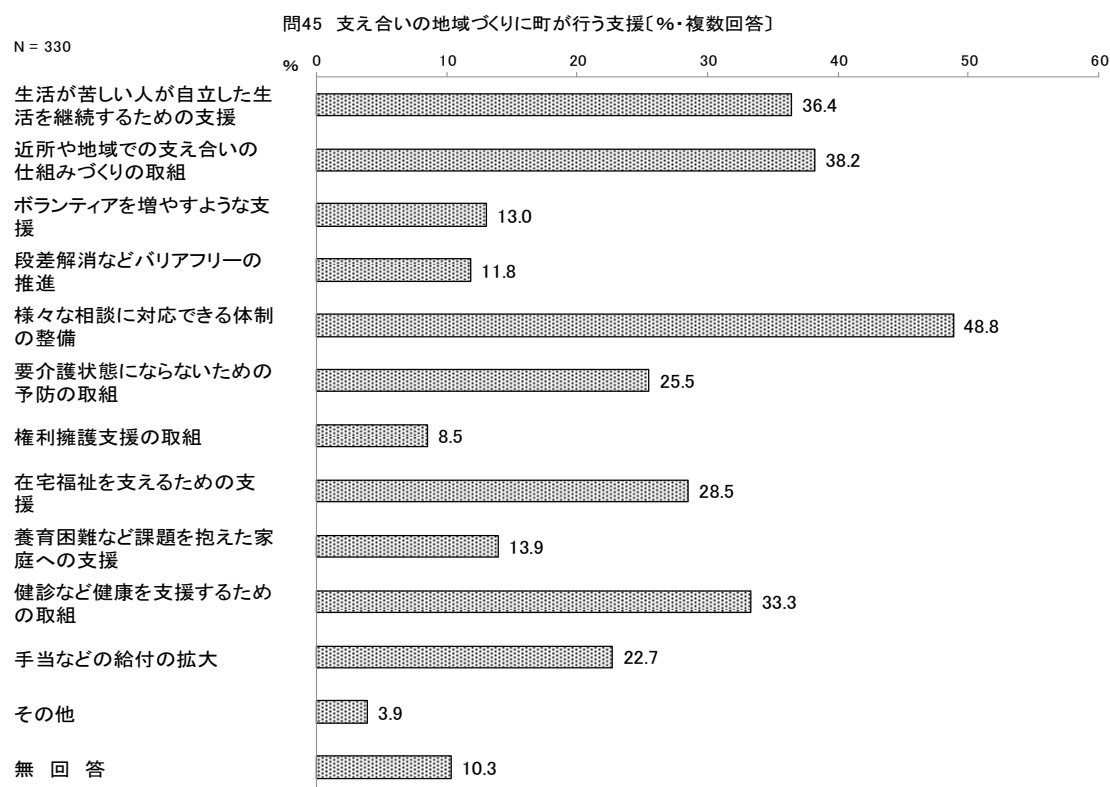
※ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のこと。

基本施策3:重層的・包括的な相談支援体制の確立

現状と課題

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象者ごとに支援制度や対策が進められてきた経緯から、行政や関係機関等の相談窓口も対象ごとに設置されています。しかし、近年、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、介護が必要な高齢の親と引きこもりの子どもの世帯（8050）、地縁者がいない高齢者単独世帯などが抱える課題が複合化・複雑化しているとともに、制度の狭間で支援につながりにくい場合があり、その人とその世帯を支援するための相談体制として、現在分野ごとの相談窓口の有機的な連携、関係する支援機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備、住民の避難状況を踏まえた相談機能の拠点が必要です。

住民の相談先といえば、役場、包括、社会福祉協議会は定着しており、アンケート調査でも生活上の問題を解決したい時の相談先は、「家族・親族」「友人」について、「町役場」が14.2%回答されていますし、本来相談したい先で「町役場」が21.8%、「家族・親族」の18.8%を上回っており、ワンストップの相談窓口などの整理を図っていくことが課題です。



施策の方向

高齢者、障がいのある人・子ども、その他福祉の相談窓口を集約したワンストップで相談できる窓口機能を確保し、多職種連携による包括的な相談支援体制を構築し、複合的課題の解決に向けたコーディネートを行います。また、高齢者の相談窓口の基幹的な拠点として地域包括支援センター、障がいのある人の相談窓口の基幹的な拠点として障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター、子育てサポートセンター「おおくまっこ」を設置しており、相談支援の充実と連携を強化して、重層的な相談支援体制を構築します。

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の各相談窓口における専門職の配置や資質向上などの機能強化に取り組むとともに、他分野の相談窓口や関係機関等との連携を強化し、適切な支援や情報提供を行います。複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対し、多機関が協働してチーム支援等を行う包括的な相談支援体制を整備します。相談支援体制の更なる充実のため、支援関係機関が連携したアウトリーチを含む重層的な相談支援体制の構築を目指します。

地域において、住民からの相談を対象者の属性や制度の枠組みにかかわらず「丸ごと」受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につながることができる体制の整備についても、併せて進めていく必要があります。多様な活動主体の協働による見守りの仕組みをつくることにより、重層的な地域での見守り活動を推進します。

支援が必要な人に適切な情報が届くよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる重層的な相談支援のネットワークづくりに取り組みます。

困りごとや福祉サービスの利用について、迷うことなく気軽に相談できるよう、町広報紙・ホームページ等を活用して、相談窓口を集約した相談窓口一覧を作成し、周知を図ります。



■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
相談体制の拡充・重層的支援体制整備の取組	相談体制を整えても、社会資源が不足しており利用できるサービスが限られてしまう状況がある中、相談者の状況に応じて他支援機関へのつなぎ、情報共有を行っている。相談の流れ、基本情報の把握などができる受付表の見直し・共用、避難自治体への連絡方法などの強化を図る。重層的支援体制整備事業の取組みについて、ワンストップ相談窓口や関係機関との体制整備に取り組む。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター 社会福祉協議会
子どもを安心して生み育てることができる地域づくり	避難先でも生活・教育・保育を的確に支援し、子育て世代包括支援センター「おおくまっこ」を中心に妊娠・出産・育児の切れ間ない支援を行う。 必要な児童については、関係機関が連携して適切な療育につないでいくとともに、こども園や学校と連携して、見守りなどをしてもらいながら必要な福祉サービスにつなげる。	保健福祉課 教育総務課 児童相談所 医療機関 保健所 保育所、幼稚園、こども園など
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）へのつなぎ業務	生活支援員の配置と町内及び避難先の協力を並行して検討し、支援が必要な人の適切な利用につながるよう、支援者向けの啓発を継続する。	保健福祉課 社会福祉協議会

■ 地域の取組 ■

○保健福祉等に関する相談窓口やサービス提供事業者について知りましょう。

□重層的支援体制整備事業の内容

- I 相談支援：本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め（介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている既存の相談支援を一体として実施）支援関係機関のネットワークを活用し、各分野が連携して対応・ネットワークの中で潜在的な相談者を見つけ、必要な支援を届ける・複雑化・複合化した課題については、多機関が協働して支援
- II 参加支援：本人や世帯の状態に合わせ、社会とのつながりを作るための支援を実施・利用者のニーズを踏まえ、地域資源とのマッチングや支援メニューを作成・本人の状態や希望に沿った支援の継続に向けたフォローアップを実施
- III 地域づくりに向けた支援：世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備・交流・参加・学びの機会を生み出すため、地域の多様な主体による取組をコーディネート・多様な担い手によるプラットフォームを形成し活動の活性化を図る

※マッチング：組み合わせること、調和すること。

※プラットフォーム：サービスやシステムを動かしていくために必要な、共通の土台（基盤）となる標準環境のこと。

基本施策4:多様なサービスの提供体制の確保と福祉サービスの質の向上

現状と課題

施設入所から在宅へと支援の方向性が移行しており、住み慣れた地域で自立した生活を継続するために、様々な支援やサービスを組み合わせて利用できる各種福祉サービスの確保と向上が求められており、利用者のための福祉サービスを必要な時に利用できるケアマネジメントや、医療との連携なども重要となっています。本町においては、町内及び圏域内の福祉サービスの提供体制が不足しており、福祉ニーズの複雑化・多様化に対応するための提供体制の確保が重要な課題となっています。

施策の方向

外出支援サービスや配食サービス等の福祉サービスを実施するとともに、福祉サービス等を必要とする人に必要な情報が提供できるように、効果的な情報提供の方法を検討し、相談を受ける人材の育成に努めます。

福祉サービスの提供については、地域の課題の共有を図り、多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、提供方法の検討と介護福祉人材の確保・育成に取り組みます。

町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制について検討します。

サービス及び事業の質の向上に向けて、サービス事業所の職員研修や外部評価の導入などを支援します。また、サービス及び事業に関する苦情受付は、各サービス事業所に苦情処理体制の構築を義務づけ、適切な運用を指導します。

医療機関の機能に応じた診療提供体制を整備し、医療連携を推進します。

生活困窮者やひとり親世帯等が抱える個々の実情に応じ、住居・家計管理・就労・学習等の包括的な支援を行い、生活安定と自立促進を図ります。

■主な取組■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
外出支援サービス	介護や介助、支援が必要な高齢者・障がい者で、いわき市、郡山市、会津若松市に居住する住民に月2回程度外出支援サービスを実施する。	保健福祉課 社会福祉協議会
配食サービス	調理等が困難な高齢者等に対して、定期的に訪問し、栄養バランスのとれた弁当を提供するとともに、利用者の見守りを実施する。(町内・会津若松市・郡山市・福島市・いわき市・南相馬市)	保健福祉課 社会福祉協議会
介護保険サービス、障がい(児)福祉サービス、子育て支援サービス等の提供体制の確保	避難先では地域資源に基づいて利用できているものの、町内では提供できるサービスが不足しており、圏域内の事業所などと連携を図り、提供体制の確保を図る。	保健福祉課

施策の方向性	施策・取組	担当課等
子どもの育ち支援	町立幼稚園・学校への通学には、スクールタクシーを利用できるように継続して実施する。 特別支援学級については、令和5年度からの大熊町内での実施体制について、支援員の配置や相談・福祉サービスの利用の体制を確保する。	教育総務課
各種助成・給付事業の周知	在宅老人介護用品給付事業、要介護高齢者介護慰労手当、出産祝金等支給事業、就学等を援助する事業、被災児童生徒就学支援事業及び幼稚園給食費補助など実施する事業について周知を図り、適切な利用を促進する。 県内外に住民が避難していることを考慮し、情報提供手段や希望する内容を検討して情報提供を継続して行う。	保健福祉課 教育総務課
事業者の指定及び管理・指導	地域密着型サービス事業者については、町が指定・指導監督しており、介護保険サービス事業者が適正なサービスを提供し、利用者が安心して利用できるように努める。	保健福祉課
介護人材・福祉人材の確保	介護事業所の人材不足は改善までは至っていないため、事業を継続していく必要がある。 人材確保として福祉・介護人材に対する就業準備等補助金の周知及び交付を行う。 人材育成として介護職員研修資格取得に係る補助金の周知及び交付、ベンチャー企業との連携やデジタル活用について先駆的事例を行う。茨城県大子町と情報交換会を継続して実施する。 職場の魅力を向上できるよう、先駆的事例を参考に当町のニーズに合った事業の構築を目指す。	保健福祉課 社会福祉協議会 福島相双復興推進機構

■地域の取組■

- 保健福祉等に関する相談窓口やサービス提供事業者について知りましょう。
- 福祉に関する情報をみるようにしましょう。



基本目標4 安全・安心な暮らしを守る環境づくりの推進

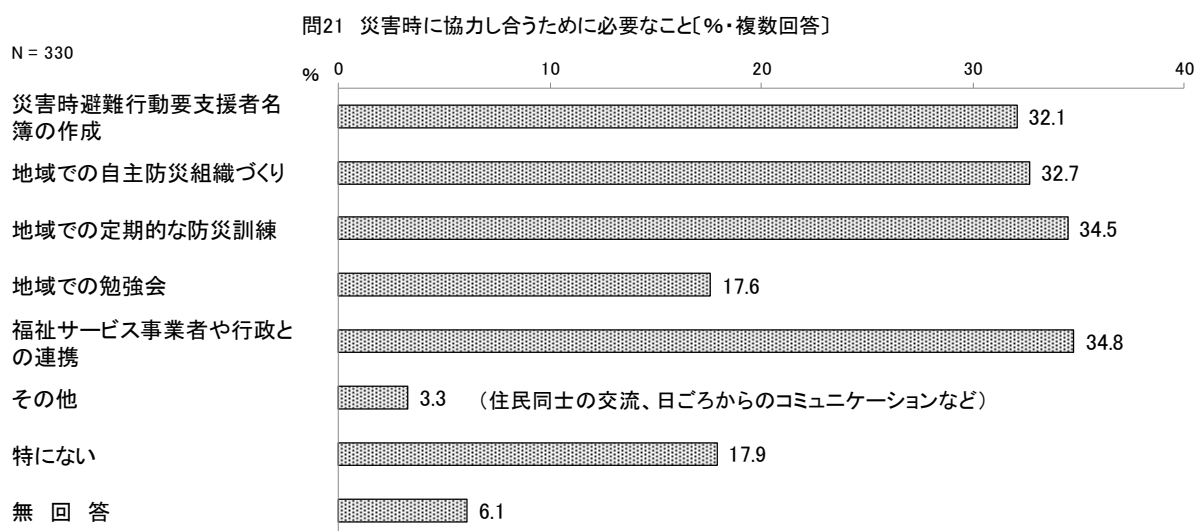
基本施策1:安全・安心の地域づくりの推進

現状と課題

近年は、台風や豪雨による風水害など、気候変動の影響等で自然災害が各地で多発しており、本町においては東日本大震災を教訓にした防災・減災対策を講じて、住民の不安を軽減していくことが重要となっています。また、高齢者などの社会的弱者を狙った特殊詐欺や悪徳商法の被害も深刻化しています。

地域の安全には自助・互助・共助・公助の連携が不可欠であり、災害時の避難行動や日頃の防犯対策、消費者被害の防止においては、特に自助と共助が重要といえます。

アンケートでは、災害時に住民同士が協力し合えるように必要なこととして、「福祉サービス事業者や行政との連携」が34.8%、「地域での定期的な防災訓練」が34.5%、「地域での自主防災組織づくり」が32.7%、「災害時避難行動支援者名簿の作成」が32.1%と多く回答されています。



施策の方向

防災意識の啓発と防災訓練の実施とともに、避難所運営体制の整備、福祉避難所の確保など災害予防体制を推進します。

災害時要援護者の避難支援や自主防災組織の育成・支援等により、地域における防災力の強化を図ります。災害時に支援を必要とする人が避難できるよう、平常時における地域での見守りや支えあいを推進し、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組みます。

社会福祉協議会や福祉サービス事業者と連携した見守り体制の構築、メール・アプリによる緊急情報の発信等により、住民の安全・安心を確保します。

消費生活に関する広報等による意識啓発、相談窓口の周知を行い取り、消費生活の支援に努めます。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
福祉避難所の指定、確保	大熊町地域福祉計画に基づき、災害予防対策を推進する。避難所には介助、援助ができる部屋の確保などに努める。防災拠点型交流スペースを有する施設等を福祉避難所として確保する。	保健福祉課 環境対策課 生活支援課
災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備	災害時の避難にあたって支援が必要となる高齢者や障がい者等の実態等を把握し、災害発生時に地域で連携して支援する体制づくりに取り組む。今後も民生委員児童委員や介護サービス事業者等と協力しながら、災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備に努める。 要支援者名簿の作成・関係課及び関係機関と情報共有を図る。 住民にハザードマップや避難場所の周知を図る。	保健福祉課 環境対策課 生活支援課 社会福祉協議会
自主防災組織の育成と避難行動要支援者避難支援の取組	地域の状況等を把握し、要避難者名簿の作成及び個別支援計画の作成などを進める。 自主防災組織については、近隣企業等への協力を進める。	環境対策課 生活支援課 保健福祉課
消防団等による町内パトロール活動の推進	委託事業者による避難指示解除区域、立入規制緩和区域の24時間パトロール、消防団による町内パトロールと夜警を実施する。	環境対策課
緊急通報システム事業	県内に居住するひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や安否確認を行っている。高齢者等の急を要する場合の心の支えや、週に一度の元気コールは見守りにもなっており、今後も設置を促進する。	保健福祉課
児童健全育成活動	子どもたちの見守り活動を社会福祉協議会や民生委員児童委員が定期的実施しており、活動を支援する。	保健福祉課 教育総務課

■ 地域の取組 ■

- 地区内のあいさつ運動や見守り活動・地域安全活動に参加・協力しましょう。
- 日頃から広報・ホームページ等で避難場所等の防災情報をもておきましょう。
- 避難訓練等の地域の防災活動に参加しましょう。

※ハザードマップ: 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

基本施策2:住環境と生活環境の向上

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らせることが住民の願いであり、支援のあり方が施設入所から在宅へ方向転換される中、住まいと地域の環境をよくしていくことが重要です。大川原地区復興拠点や新設の道路・住宅などはユニバーサルデザインの視点をもとにバリアフリー化が図られています。今後は、新たな住宅、多様な住宅の確保をまちづくりと連動して整備促進していくことが求められます。

施策の方向

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた住まいで生活できるように、住宅改修や日常生活用具の利用を促進して、住宅のバリアフリー化を図り、住みやすい住環境となるように支援します。また、空家の活用、緊急時や多様なニーズに対応できる泊り、預かりの場の確保、生活や住宅に配慮が必要な高齢者や障がい者、多子世帯等の住まいと憩いの場の確保を検討します。

歩道の拡幅や段差解消など、公共空間のバリアフリー化を推進します。高齢者や障がい者への理解や配慮、思いやりについて、様々な機会や手段を活用して意識啓発を図ります。

ソフト・ハード両面のアプローチによるバリアフリー化と、住民一人ひとりに適した福祉情報提供支援に努め、生活環境の向上を図ります。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
住宅のバリアフリー化の支援	住宅改修、日常生活用具の給付・貸与等を継続して実施する。	保健福祉課
住まいの整備促進	下野上地区復興拠点内に計画している住宅の円滑な整備を促進する。	生活支援課
人にやさしいまちづくりの推進	大野駅西口の整備についても、ユニバーサルデザイン等の導入を図る。	企画調整課
遊び場の確保	パンフレットを配布し福島県の遊び場の情報提供をしており、双葉郡内及び避難先で遊び場が利用できるように情報提供に努める。	保健福祉課 福島県

■ 地域の取組 ■

- 自宅での生活を助ける用具や住宅の改修と、町内の利用しやすい施設の場所などを知っておきましょう。
- 自分たちの住む地域の環境を守り、グリーン社会に向け、ゴミ出しのルールを守るなどできることをやっていきましょう。ゴミを減らすことを意識したり、無駄がないように工夫しましょう。

基本施策3:外出・移動・社会参加を支援する取組の推進

現状と課題

モータリゼーションや人口減少の影響で、全国的に移動の問題が地域に存在するなど、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化し、生活上の移動を支える公共交通サービスの維持・確保が難しくなっています。一方で、高齢ドライバーの運転免許自主返納件数が増加するなど、今後も高齢者や障がい者等の「交通弱者」の増加が見込まれています。自由に外出できなくなると自宅に閉じこもりがちになり、身体機能や認知機能の低下など健康状態への悪影響が懸念されることから、移動手段の確保及び歩道や公共施設などの公共空間のバリアフリー化と社会参加活動を支援することが重要な課題です。

また、移動のことや意思疎通など、高齢者や障がい者が日常生活の中で感じる不便や不自由を正しく理解して、外出や社会参加を促進することや、今は大丈夫だが、近い将来の不安など移動能力の変化を捉えた支援が求められます。

アンケートの回答者では普段の外出頻度が高いものの、年代が上がると低下する傾向がみられ、外出で今後不安だと思うこととして、「自動車の運転・事故に関すること」をはじめ、「移動手段に関すること」や「身体に関すること」などが回答されています。

施策の方向

外出時の移動手段を確保し、社会参加しやすい環境を整備します。バス路線を維持するとともに、コミュニティバスを運行し、移動手段を確保します。介護や支援が必要な高齢者、障がい者などの通所・通院交通費助成や外出支援サービス、自動車改造費助成事業等の周知を図るとともに、適切な利用を促進します。

車での移動が多いことから、駐車場の確保と思いやり駐車場制度を推進します。

多様な学習機会の提供や地域活動への参加促進、老人クラブ活動への活動支援、就労機会の提供などを通じて、高齢者や障がいのある人、地域の人生きがい・やりがいづくり、地域貢献活動を支援します。

地域と事業所などに障がいに関する正しい理解を促進するための啓発を継続して行いながら、関係機関と連携し、相談体制の整備や訓練機会の確保などにより、障がい者の就労支援を促進します。

障がい者の意思疎通支援、高齢者や障がい者の介護福祉面のデジタル化への対応などにより、生活支援と社会参加が促進されるよう取り組みます。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
おもいやり駐車場制度（パーキングパーミット制度）の推進	障がいのある方がわかりやすい表示であるかを確認するためにも、「双葉地方地域自立支援協議会ほんにん部会」で協議しながら、町内及び圏域内で推進されるように努める。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター
人にやさしいまちづくりの推進	障がい者への不当な差別の禁止、合理的配慮について啓発し、様々な障壁をなくし、社会参加が促進されるように取り組む。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター
高齢者等の働く場・機会の創出	現在は、避難生活によりシルバー人材センターの活動は実施していないが、関係機関（老人クラブ役員等）にも今後についての協議をしたい。	保健福祉課 社会福祉協議会
外出支援サービス	社会福祉協議会への委託事業として実施し、要介護2以上等で一般の交通機関を利用することが困難な人に対して、通院の移動支援を行っている。 避難先においては、介護タクシー業者に一部業務委託し、社会福祉協議会事務所が終了した場合もサービスを提供できる体制を確保する。	保健福祉課 社会福祉協議会
意思疎通支援	デジタル化への対応なども含め、高齢者・障がい者等の意思疎通を支援する。そして、本人の意思決定を支援するための研修や啓発を関係機関と取り組む。	保健福祉課 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター

■ 地域の取組 ■

- 町ホームページなどをみて、生活循環バスや路線バス等公共交通をもっと利用しましょう。
- 高齢者や障がい者が身近な地域、職場等で就労や活動ができるように支援しましょう。



『マイクロモビリティ体験』

基本施策4:権利擁護支援の推進

現状と課題

全ての人が尊厳を保ち、地域で生活できるよう、権利擁護支援が必要です。

これまで、高齢者や障がい者の成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業などの啓発と利用支援、福祉サービスの利用援助等を行ってきました。認知症や知的障がい、その他精神上的障がいにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人々を法的に支援する成年後見制度の理解や周知が広がらず、十分な利用につながっていないことが指摘されています。

アンケートにおいては、成年後見制度を「知っている」が36.4%、「名前は知っているが、内容まではわからない」が34.2%と同程度で、「全く知らない」は24.5%となっています。高齢化の進行に伴い、今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性が一層高まっていくと考えられ、同制度の利用促進を図っていく必要があります。

また、高齢者や障がい者、子どもなどへの虐待やいじめ、配偶者への暴力（DV）についても、個人の人権や尊厳を奪う重大な問題ですが、家庭や施設などで発生するため、周囲が気づきにくく、対応が難しくなっています。このため、様々な機会を通じて正しい理解を深めるための意識啓発とともに、関係機関等との連携体制を整備し、その防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

施策の方向

高齢者や障がいのある人などの尊厳を守る取組を行うとともに、権利擁護についての啓発、生活支援や金銭管理などの相談の場の確保をはじめ、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など権利擁護支援の充実に取り組みます。

成年後見制度に関する施策を進めるために、本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に示して推進します。（詳細は第5章を参照）成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、市民後見人の養成等に取り組むとともに、専門職・関係機関の協力・連携を図り、制度の利用促進を図ります。

虐待等に関する住民一人ひとりの意識啓発、関係機関等との連携強化に取り組み、虐待等の防止と早期支援を図ります。

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
成年後見制度の利用支援	成年後見制度についての広報・普及活動を行います。また、電話や訪問での相談対応に努め、必要時は成年後見制度の利用までの支援のため、司法書士等との相談などにつなぎ、きめ細かな対応に努める。 ・町長申立の実施 ・申立経費及び報酬の支払 ・各関係課との情報共有(対象者調査含む)	保健福祉課 中通り連絡事務所
日常生活自立支援事業(あんしんサポート)	認知症や身体・知的・精神等の障がいなどで認知能力・判断能力が低下した人の日常的な金銭管理、福祉サービスの利用などを支援するもので、成年後見制度とあわせ、相談や手続きなどのきめ細かな対応に努める。	保健福祉課 社会福祉協議会
子どもの権利擁護の推進	現行施策(人権作文及び人権教室開催)を継続して実施するとともに、広報などでの啓発に努める。	住民課
人権擁護委員の相談活動	人権特設相談(年2回)を継続して実施するとともに、広報などでの啓発に努める。	住民課
高齢者や障がい者、児童に対する虐待への適切な対応	障害者虐待対応・防止マニュアルの策定の助言と双葉郡障害者虐待対応・防止ネットワークの設置により、ケース会議の実施、各福祉関係事業者と情報共有し、対応適切な対応に努める。	保健福祉課 児童相談所 各事業所 障がい児者相談支援事業所・基幹相談支援センター
児童への虐待防止の啓発と早期発見、児童の保護	国、県からの啓発用チラシを各出張所及び町関係施設で配布しており、啓発活動を今後も継続して実施する。 福島県内の児童相談所と情報共有及び連携し、虐待の防止と早期の対応に努める。	保健福祉課 児童相談所
大熊町虐待防止対策連絡協議会の運営	要保護児童対策協議会の開催による虐待対応を実施する。 各関係機関との情報共有、連携強化を図る。	保健福祉課

■ 地域の取組 ■

- 成年後見制度などについて正しい知識を持ちましょう。
- 地域で気になることや心配なことがあったら、民生委員児童委員や役場に伝えましょう。

第5章 大熊町成年後見制度利用促進計画

1 策定の趣旨と計画概要

1-1 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がい等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって介護・福祉サービス利用手続きや入院手続きといった「身上保護」、預貯金管理、生活費等の支払い、不動産管理といった「財産管理」を行うことで、本人を法的に守ることができます。

また、成年後見制度の理念として、「ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和」が求められています。そのため、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること（身上配慮義務）が後見人の役割とされています。

1-2 策定の背景

本制度は、平成11年の民法の一部改正によって、従来の禁治産制度が見直され、平成12年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成28年5月に施行し、この「促進法」に基づいた「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が平成29年3月に閣議決定され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

このことを受け、認知症、知的障がいその他精神上的の障がい等により自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方（以下「権利擁護支援等が必要な方」という。）に、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

※ノーマライゼーション: 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

□法定後見制度の類型

区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することができる。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	後見人	

○成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋 ※平成28年5月13日施行

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

1-3 位置づけ

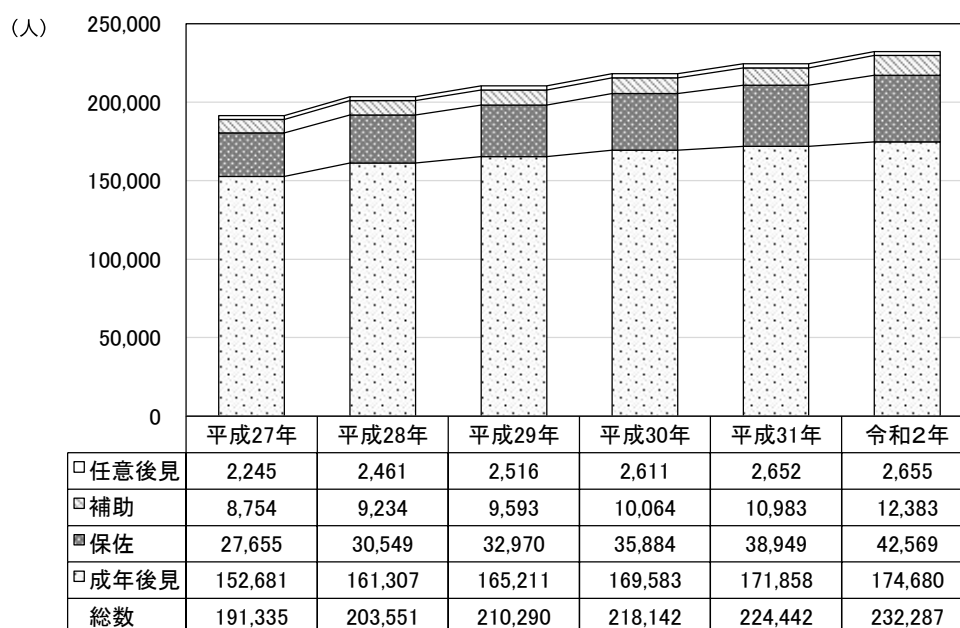
本章は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけます。単独で計画を策定するのではなく、地域福祉計画内にて施策や指針を定めることで、地域での福祉サービスのみならず、「大熊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大熊町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、その他関連する個別計画との整合、連携を図ります。

1-4 全国的な成年後見制度の利用状況・傾向

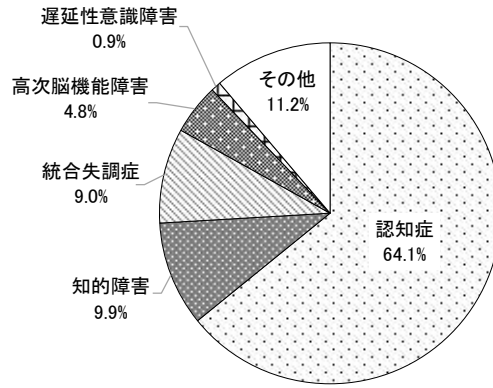
令和2年12月末日時点における全国の成年後見制度（任意後見・補助・保佐・後見）の利用者数は合計で232,287人、前年比約3.5%の増加となっています。

開始原因は認知症が最も多く、全体の64.1%を占めています。

□成年後見制度利用者数の推移(全国)(成年後見関係事件の概況(裁判所資料))



□利用開始原因(全国)(成年後見関係事件の概況(裁判所資料))



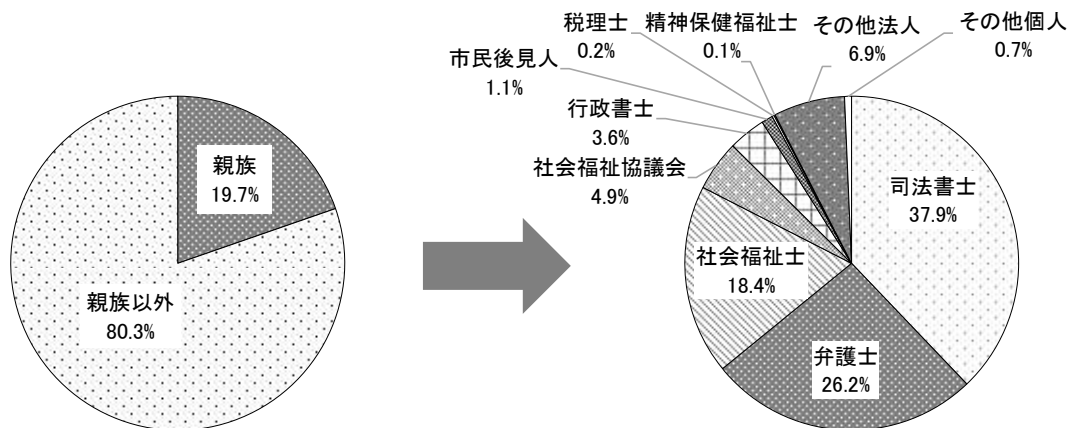
※開始原因「その他」は発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等

成年後見人等(補助人・保佐人・後見人)と本人との関係は、「親族以外」が全体の約80.3%と多く、「親族」(19.7%)を上回っており、親族よりも専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっています。

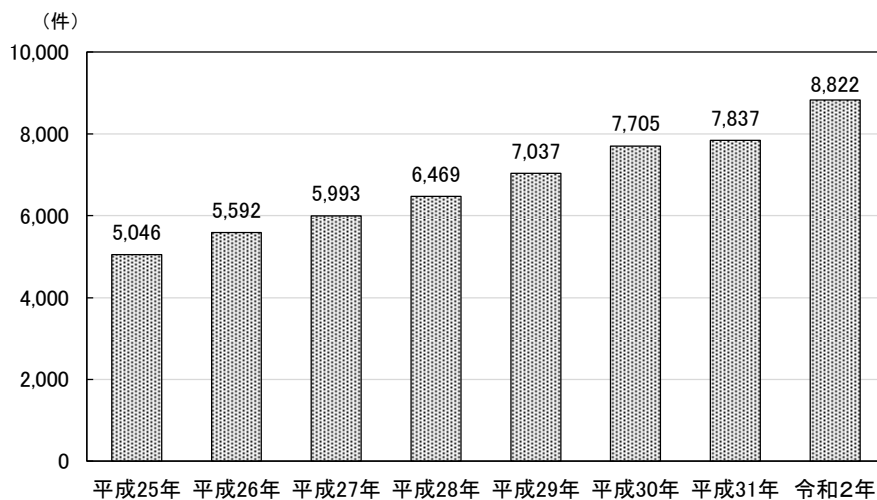
□後見人等と本人との関係(全国)(成年後見関係事件の概況(裁判所資料))

【後見人等と本人との関係(2区分)(全国)】

【親族以外の内訳(全国)】



□市区町村長申立件数の推移(成年後見制度の現状(厚生労働省資料))



(件)	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総件数	34,215	34,174	34,623	34,444	35,486	36,186	35,640	36,858

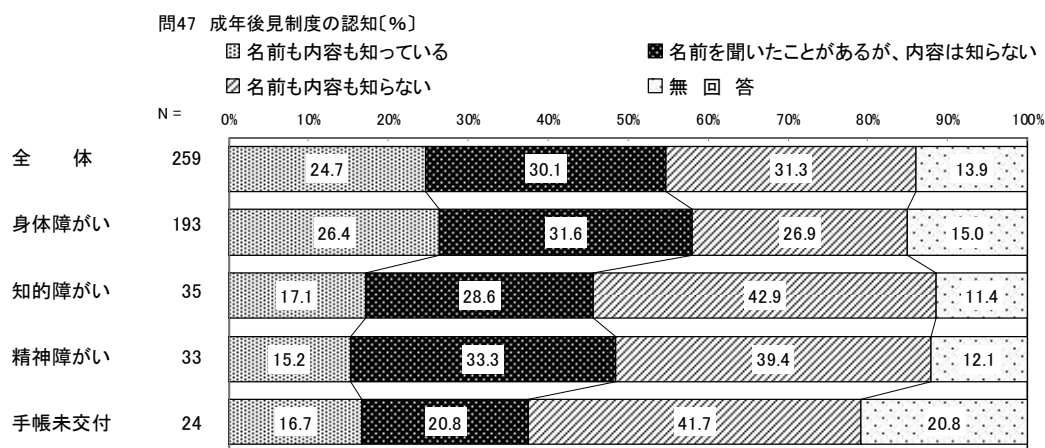
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象

1-5 成年後見制度の認知状況

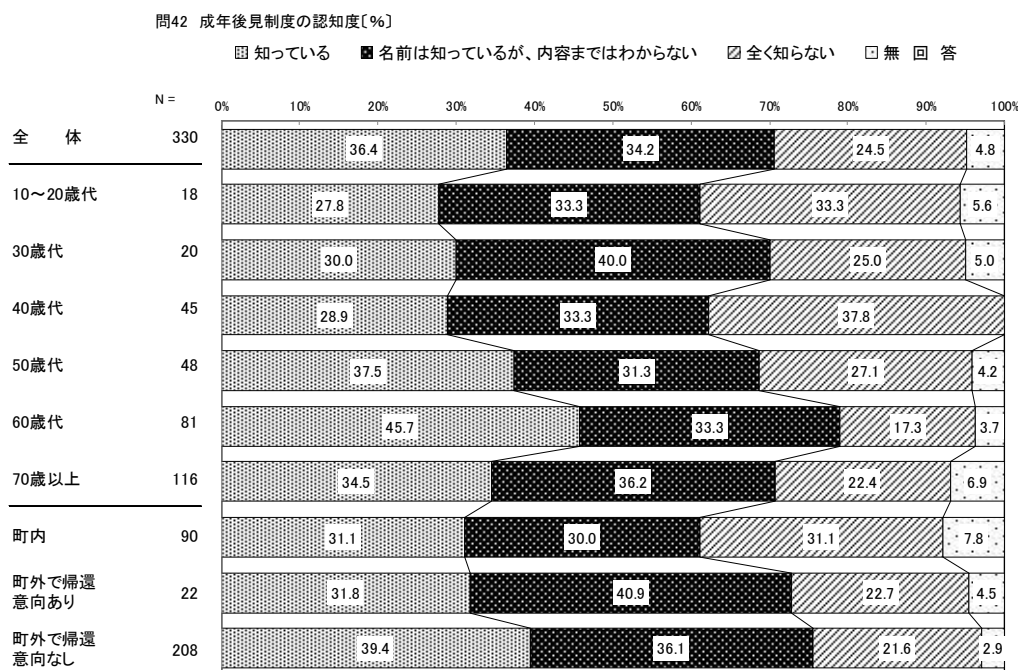
令和2年度実施の大熊町障がい者計画策定のため福祉に関するアンケート調査では、成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知らない」が31.3%と多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.1%、「名前も内容も知っている」が24.7%となっており、名前は知っているものの、内容までは知らない状況が多くみられます。令和3年度実施の住民アンケート調査では、成年後見制度の認知度について、「知っている」が36.4%、「名前は知っているが、内容まではわからない」が34.2%と同程度で、「全く知らない」が24.5%でした。

また、全国調査（内閣府政府広報室「認知症に関する世論調査」令和2年1月）では、「聞いたことがなく、内容も知らない」は26.7%となっており、全国的にも認知状況がまだ低調であることがわかります。

□「成年後見制度」の認知状況（令和2年度大熊町福祉に関するアンケート調査）



□「成年後見制度」の認知状況（令和3年度住民アンケート調査）



2 成年後見制度利用促進のための取組

■ 課題

アンケート調査では54.8%が成年後見制度を聞いたことがあるまたは知っている
と回答しています。現在、超高齢社会の我が国で高齢者のおよそ15%の人が認知症
になるともいわれており、今後さらに必要性が高まるものと考えられますが、現状
では制度の周知が必要であり、利用しやすく、利用者が利用してよかったと思える
仕組みを確立していくことが課題です。

■ 取組方針

ともに支えあい、支援が必要な人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続でき
るための支援の一つとして制度の利用が促進できるよう、以下の事項について検
討・協議し、成年後見制度の利用促進に係る体制整備を推進します。

検討・協議する事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割（権利擁護支援の必要な人の発見・支 援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成 年後見制度の運用支援体制の構築）を実現させる体制整備の方針 ● 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針 ● 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制 度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針 ● 「チーム」「協議会」の具体化の方針 ● 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

■ 主な取組 ■

施策の方向性	施策・取組	担当課等
権利擁護支援の推進	人権擁護、権利擁護支援に関する啓発に努めるとと もに、相談先などを周知する。 個人情報保護のあり方に関するサービス事業者など への周知・啓発を行う。 成年後見制度利用支援、成年後見に関する講演会・ 相談会を開催する。 法人後見人の育成、体制整備に取り組む。	保健福祉課
成年後見制度につい ての普及・啓発	民生委員児童委員協議会、障がい者相談支援事業 所・基幹相談支援センターなど障がい者支援施設等 で成年後見制度についての研修などを行う。	保健福祉課
成年後見制度の利用 支援	電話や訪問での相談対応に努め、必要時は成年後見 制度の利用までの支援のため、司法書士等との相談 などにつなぎ、きめ細かな対応に努める。 ・町長申立の実施 ・申立経費及び報酬の支払 ・各関係課との情報共有（対象者調査含む） 今後は、成年後見制度における中核機関、地域連携 ネットワーク体制の確保を検討する。	保健福祉課 中通り連絡 事務所

施策の方向性	施策・取組	担当課等
日常生活自立支援事業(あんしんサポート)	認知症や身体・知的・精神等の障がいなどで認知能力・判断能力が低下した人の日常的な金銭管理、福祉サービスの利用などを支援するもので、成年後見制度とあわせ、相談や手続きなどのきめ細かな対応に努める。	保健福祉課 社会福祉協議会
高齢者施策・障がい者施策との連携	地域福祉計画における位置づけ、他計画との連携・調和を図る。 高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画と連携し、権利擁護支援の推進、成年後見制度の利用を促進する。 ・成年後見制度利用支援の推進 ・日常生活自立支援事業の推進	保健福祉課

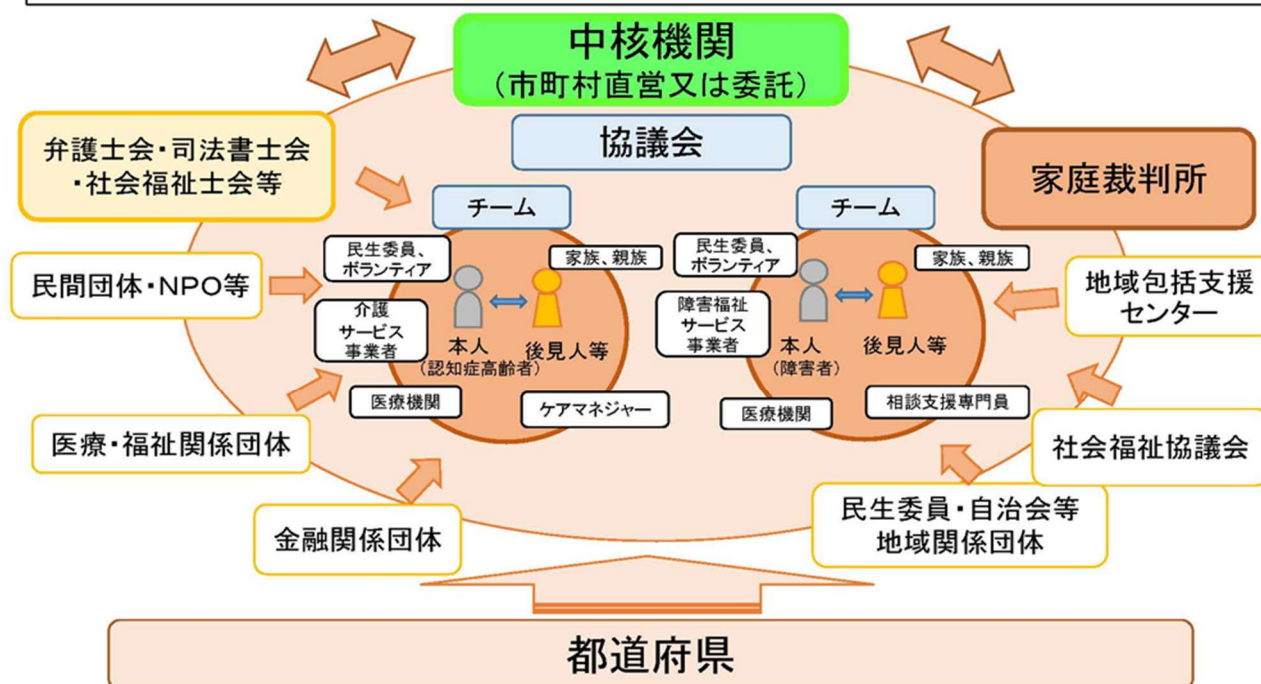
□地域連携ネットワークと中核機関のイメージ(厚生労働省資料)

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



第6章 計画の推進

1 推進方策

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとする様々な主体が連携・協働し、地域福祉を実践していくことが重要です。このため、町、社会福祉協議会、住民、地域がそれぞれの役割を認識し、課題を共有して互いに協力しながら取り組み、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進します。

■町の役割

町は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく役割を担っています。

複雑化・複合化する福祉生活課題に柔軟に対応するため、庁内連携の取れた支援体制を整え、横断的な視点で施策を推進します。また、地域福祉にかかわる関係機関や団体などとの連携を強化します。

さらに、地域福祉への住民の参画を促すために、町からの状況説明などを行い、意識啓発・情報提供とともに、参加機会・場の提供を行います。地域福祉にかかわる民生委員児童委員、関係機関、その他地域支援者などが連携・協働して地域福祉を支えるネットワークづくりに取り組みます。

■社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織であり、地域福祉活動を活性化し、さらに展開していくための要です。

そのため、地域福祉活動の現場、地域に積極的に出向き、住民とともに考え、活動します。また、地域福祉活動を支えるボランティアの活動支援、新たな人材の発掘と育成、住民が必要としている情報の収集・発信、個々のニーズと福祉サービスをつなげる調整機能など、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性をいかして取り組みます。

■住民の役割

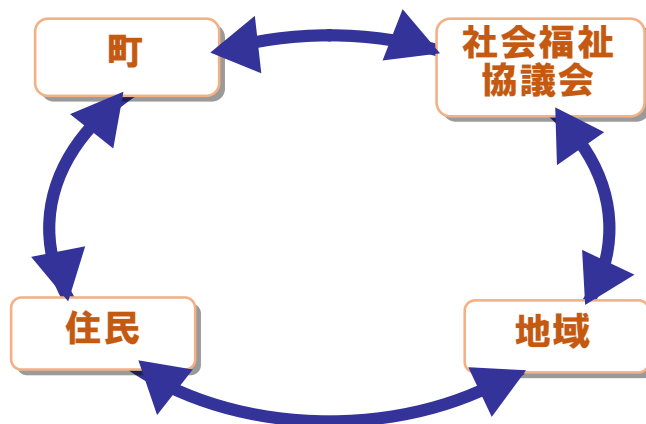
地域の構成員としての意識を持ち、住民一人ひとりができること（自助）を実践し、地域福祉活動に参加・協力することが重要です。支えあい・助けあいの関係を構築するために、日頃からの声かけや手伝いなど、身近で取り組める小さな事から始めてみるのが期待されます。

あわせて、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、地域福祉活動に役立つ研修や講座等に積極的に参加することが望まれます。

■地域の役割

住民組織やボランティア団体等の地域活動団体は住民にとって最も身近な組織であり、住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

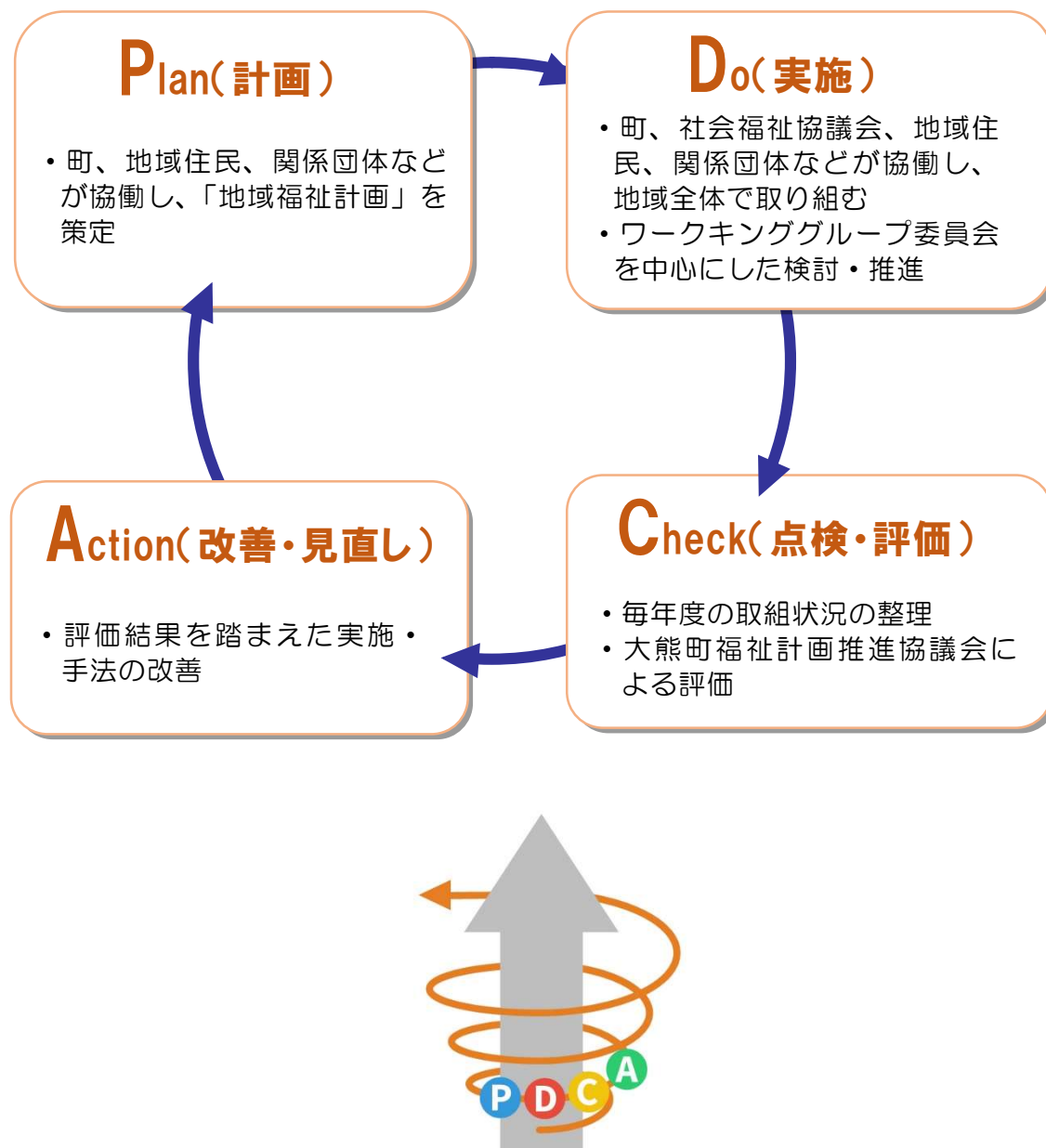
福祉関係事業所や住民組織、各種団体を通じて、多くの人々が地域福祉活動に関われるよう、地域でのつながりを深め、町や社会福祉協議会との連携を強化することが望まれます。



2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、「地域福祉計画策定ワーキンググループ委員会」で課題と施策検討・推進に努めるとともに、住民関係団体等や福祉関係団体等の代表、学識経験者等により構成する「大熊町福祉計画推進協議会」において、計画期間においても年1回定期的にPDCAサイクルによる点検を行いながら、進捗状況の確認と進行管理を行います。

□ 進行管理における取組イメージ



※PDCA: 計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)する工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

参考資料

1 策定体制

■大熊町福祉計画推進協議会設置条例

(平成 12 年 9 月 27 日条例第 34 号)

(設置)

第 1 条 大熊町における保健福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大熊町福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 保健福祉に係る計画の策定に関すること。
- (2) 保健福祉に係る施策の推進、運営及び進捗状況に関する事項
- (3) 保健福祉に係る町民の苦情及び要望に関する事項
- (4) その他保健福祉に係る施策の効果的推進に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、保健医療機関及び社会福祉事業を営む者並びに福祉団体、学識経験者及び町民の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(部会長及び副部会長)

第 8 条 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月22日条例第25号)

この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第20号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第32号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第26号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

■大熊町福祉計画推進協議会委員名簿

番号	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	鈴木医院長	鈴 木 重 榮	医療機関	
2	もみの木苑管理者	青 木 美 紀	社会福祉事業	
3	社会福祉協議会事務局長	半 杭 裕 明	社会福祉事業	
4	民生児童委員協議会長	根 本 友 子	福祉団体	
5	民生児童委員協議会副会長	松 崎 政 教	福祉団体	
6	身体障害者福社会長	愛 場 誠	福祉団体	副委員長
7	ボランティア連絡協議会長	岡 部 タカ子	福祉団体	
8	保健委員長	池 田 義 明	学識経験者	
9	保健協力員代表	東海林 雅 子	学識経験者	
10	老人クラブ連合会長	杉 本 征 男	学識経験者	
11	社会福祉士	高 瀬 芳 子	学識経験者	委員長

■地域福祉計画策定ワーキンググループ委員名簿

連番	所 属	役 職	氏 名
1	社会福祉法人大熊町社会福祉協議会	総務係長	志 賀 翔 一
2	社会福祉法人おおくま福寿会	おおくまもみの木苑 管理者	青 木 美 紀
3	株式会社バトン	代表取締役	林 義 仁
4	UR都市機構 福島震災復興 支援本部地域再生課		五木田 隼 人
5	UR都市機構 福島震災復興 支援本部地域再生課		佐 藤 成 樹
6	基幹相談支援センターふたば	センター長	遠 藤 隼 人
7	企画調整課	課長補佐	菅 原 祐 樹
8	環境対策課	消防交通係長	鈴 木 龍 一
9	産業課	課長補佐	愛 場 学
10	生活支援課	課長補佐	石 田 祐一郎
11	教育総務課	課長補佐	吉 田 健 一
12	株式会社ぎょうせい 東北支社	ソリューション営業 課長	太 田 齐
13	株式会社ぎょうせい クリエイ ティブ第1課	上席主任研究員	目 時 ひろみ
14	保健福祉課	課長	幾 橋 功
15	保健福祉課	係長	佐々木 崇 裕
16	保健福祉課	主任主査	志 賀 直 貴



『地域福祉計画策定ワーキンググループの様子』

2 策定経過

年月日	内 容
令和3年7月26日	第1回地域福祉計画策定ワーキンググループ委員会
令和3年9月21日～ 10月11日	大熊町の地域福祉をみんなで考える住民アンケート調査の実施
令和3年8～9月	ワーキンググループ委員会、関係課での施策洗い出し調査の実施
令和3年12月17日	第2回地域福祉計画策定ワーキンググループ委員会
令和4年2月 中旬～下旬	地域福祉計画策定ワーキンググループ委員会での骨子案の検討（書面）
令和4年2月下旬～ 3月上旬	大熊町福祉計画推進協議会での骨子案の検討（書面）
令和4年3月24日	第3回地域福祉計画策定ワーキンググループ委員会
令和4年3月30日	令和3年度第1回大熊町福祉計画推進協議会

3 社会福祉法(抜粋)

※令和3年4月1日施行

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 1 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第七百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都町にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都町以外の町及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

大熊町地域福祉計画

【令和4年度～令和8年度】

発行：令和4年3月 大熊町

編集：大熊町役場 保健福祉課

住所：〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL：0240-23-7196(直通)



『まあちゃん』



『おおちゃんくうちゃん』

福島県大熊町



『まあちゃん』

大熊町地域福祉計画

《令和4年度 - 令和8年度》

発行年月／令和4年3月

発行・編集／大熊町役場 保健福祉課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

Tel. 0240-23-7196



『おおちゃんくうちゃん』